

# 平成25年3月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成25年3月7日木曜日(午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

## 議事日程

- 日程第 1 同意第 1 号 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程第 2 議案第 1 号 平成 24 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）
- 日程第 3 議案第 2 号 平成 24 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 4 議案第 3 号 平成 24 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 5 議案第 4 号 平成 24 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 24 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 24 年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 24 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 9 議案第 8 号 川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 11 号 川棚町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 12 号 川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 13 号 川棚町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 15 議案第 14 号 川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 16 議案第 15 号 川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 17 議案第 16 号 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正

する条例について

日程第 18 議案第 17 号 川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定  
について

日程第 19 議案第 18 号 川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために  
必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について

日程第 20 議案第 19 号 川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について

日程第 21 議案第 20 号 川棚町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要  
な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制  
定について

日程第 22 議案第 21 号 川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例につい  
て

日程第 23 議案第 22 号 町道路線の廃止について（ナメキ線外 1 路線）

日程第 24 議案第 23 号 町道路線の認定について（ナメキ線外 1 路線）

日程第 25 議案第 24 号 長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規  
約について

**議** \_\_\_\_\_ **長** ご起立願います。おはようございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ただいまから本日の会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 日程第1、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 皆様、おはようございます。同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について、提案の理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、3人の委員を選任しておりますが、任期は3年で3人の委員の任期は、それぞれ異なっておりますので、この議案は毎年提案をさせていただいているところであります。そこで今回、現職の委員であります松永澄眞氏の任期が、平成25年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再任したく、提案するものであります。

同氏は川棚町百津郷877番地にお住まいで、昭和16年10月30日生まれの71歳であります。また、同氏はこれまで3期9年間委員を務められ、固定資産評価の審査について豊富な経験を有しておられ、委員として適任と判断されますので提案を致します。なお、任期につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間となります。

以上で提案致しますので、ご審議の上御同意くださいますよう、よろしくお願いを致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありますか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 全員起立です。したがって同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定を致しました。

**議 長** 次に、日程第2、議案第1号「平成24年度川棚町一般会計補正予算(第4回)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第1号「平成24年度川棚町一般会計補正予算(第4回)」について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算の規模と致しましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,231万円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億9,659万8千円にしようとするものであります。併せて地方債の補正を行うものであります。本補正の主なものは、国の平成24年度補正予算第1号により、事業採択の見込みとなりました農村災害対策整備事業費や公立学校施設整備事業費の増額と、その事業にかかる国県補助金、地域の元気臨時交付金、起債等の増額追加であります。また、地域の元気臨時交付金を充てて実施を計画致しました道路新設改良事業費の増額なども含まれております。その他、詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**企画財政課長** それでは議案第1号「平成24年度川棚町一般会計補正予算(第4回)」の詳細な部分について、私の方から説明を致します。

今朝ほどお配りをしました平成24年度地域の元気臨時交付金事業実施計画、まだ案の段階ですが、この資料に基づいて説明を致しますので、どうぞよろしくお願い致します。

まず最初に、事項別明細の歳出の部分から触れたいと思います。30、31ページでございます。

今回の補正は、年度末を迎えようとする時期において、決算の見込み等に基づく執行残、落札減等の減額措置、または人件費等の若干の調整額等が含まれておりまして、その点については説明を省略するむきもあらうかと思えます。あらかじめご了承くださいとうございます。どうぞよろしく願います。

1款1項1目議会費、右の説明欄に基づいて説明致します。1、議会費につきましては決算見込みからの減額でございます。事務局費につきましては、共済費、賃金の一部調整増でございます。次のページに進みます。

2款1項1目一般管理費、一般管理費388万2千円の減でございますが、これにつきましては給料、職員手当共済費と人件費の決算見込みからの減額、一部賃金の増額がありますが、他は執行残、決算見込み等からの減額でございます。数字的にかなり大きいものがありますが、一割程度の減額となっているむきがあります。役務費は郵便料、委託料は健康診断等にかかる執行残等で、決算見込み等であります。庁舎管理費につきましては、需用費、光熱水費等の決算見込みからの減額となっております。

6目企画費は財源内訳の変更でございます。

8目電算管理費につきましても一般管理費は決算見込みから、また情報処理費も決算見込みからの減額となっておるところでございます。

9目諸費、一般諸費、これにつきましては一部減額もありますが、委託料としまして、弁護士の業務委託にかかる委託料を見込み計上としておるところでございます。

11目国体事業費、人件費の一部調整による増額でございます。

15目土地開発基金につきましては、資金運用の関係からの利子の減額に伴います積立繰出金の減額となっておるところでございます。

2項徴税费、1目税務総務費につきましては、一部人件費等の調整の増減からの2万2千円の増額となっておるところでございます。職員異動に伴うものでございます。

2目賦課徴収費120万円の減額でございますが、執行残、決算見込み等からの減額となっております。

3 項戸籍住民基本台帳費、これは先に進ませてもらいます。

選挙費、選挙管理委員会費、ここについても職員異動に伴う人件費の減、ならびに増となっておるところでございます。

統計調査費につきましては、2 目統計調査費、これは交付金事業でございます、その事業組み替えまた決算見込み等からの減額となっておるところでございます。次のページ。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費の地域福祉基金費につきましては、忌明け等にかかる寄附を受け入れております。その積立金を計上しておるところでございます。

後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費と後期高齢医療保険事業費につきましては、今回、後期高齢の補正に伴うものの増額、減額となっておるところでございます。

後期高齢者医療保険療養給付費につきましては、療養給付費等にかかる負担金の減額となっておるところでございます。介護保険事業費につきましては、介護保険事業にかかる繰出金等の減額となっておるところでございます。

2 目障害者福祉費、自立支援事業費につきましては、障害福祉サービスの支給件数増による支給額の増となっておるところでございます、増額補正をしておるところでございます。地域生活支援事業費につきましては、委託料の減額となっておりまして、日中一時支援事業のサービス利用減によるものでございます。

国民年金事務費につきましては、職員手当の調整をしたものでございます。

2 項 1 目児童福祉総務費につきましては、一部減額がありますが、特別保育事業費 1 6 3 万 2 千円につきましては、みのり保育園の障害児保育事業にかかるものとして増額補正をしておるところでございます。

放課後児童健全育成につきましては、説明を省略し先に進ませていただきます。

2 目児童措置費、保育所運営費につきましては、保育所運営にかかる負担金等がありますが、その決算見込みからの減額となっておるところでございます。

児童手当及び子ども手当事務費につきましては、事業実施をせず通常の開発業務に含まれておりましたシステム開発にかかる費用の減額となっておる

ところでございます。

3目児童福祉施設費につきましては、町立保育所運営費につきまして賃金の大きいものは140万円の増額となっておりますが、乳幼児の入所にかかる人員の配置等に基づく臨時職員の雇い入れ増加によるものが主なものでございます。

需用費、工事請負費につきましては、必要額を増額計上しておるところでございます。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、臨時雇いの雇い入れ等の減等があり、減額となっておりますところでございます。健康保健事業費も省略でございます。

2目予防費、予防接種事業費の762万円の減額でございますが、役務費、委託料等については、予防接種の接種実績見込みから決算見込みを出しましての減額となっておりますところでございます。

4目健康増進費、健康診査費190万円の減額でございますが、これも委託料の減額でありまして、がん検診実績見込みから減額となっておりますところでございます。

5目環境衛生費、水道事業費につきましては繰出金の決算見込みからの減額となっておりますところであります。簡易水道の分だったと思います。

2項1目塵芥処理費及び2目し尿処理費につきましては、今回、地方交付税の追加交付がなされました分にかかる福祉組合への繰り出すべき金額を計上しておるところでございます。

3項1目公害対策費、合併処理浄化槽費の775万円につきましては、浄化槽設置の需要が計画より下回りましたので、その補助にかかるものの減額となっておりますところでございます。

5款1項3目雇用創出費、この雇用創出費につきましては、観光施設有害鳥獣対策事業費として、決算見込みがつかめましたので、委託料の減額となっておりますところでございます。

6款1項1目農業委員会費でございます。農地制度実施円滑化事業費につきましては、少額の分もありますが、必要に応じての増額ならびに減額となっておりますところでございます。交付金事業と関係しますので、このような補正となっておりますところでございます。

2目農業総務費、職員手当等の減額措置でございます。

3目農業振興費、農業経営対策事業推進費につきましては、交付金事業でもありますところからの事業組み替えで増減なしというかたちになっております。

次の農地水保全管理支払交付金等事業費につきましては、一部増額もありますが、地区への補助金等の減が主な減となっておるところでございます。

5目農地費、この補正につきましては、かなり大きいものとなっております。基幹農道川棚西部の分と農村災害対策整備事業費等の事業費増等が含まれておりますので大きくなっておるところでございます。

農地管理費につきましては、備品購入の減、負担金補助及び交付金の減となっておるところでございます。

農道新設改良事業費630万円の増額でございますが、基幹農道川棚西部の事業にかかります県営事業負担金10%に当たるものでございますが、この増額補正となっておるところでございます。

今回の補正の事業規模としましては、県営の負担金3千万円を見込んでおりました、補正前の金額との兼ね合いから630万円増となっておるところでございますが、国の補正分は3千万円を見込んでおるところでございます。後ほど、その内容については説明をさせていただきます。

農村災害対策整備事業費については、3億8,180万円の増額となっております。まして、工事請負費3億5,270万円が主なものでございます。

委託料、公有財産購入費等、見込み計上しておりました、この農村災害対策整備事業費につきましても県営事業がありますので、負担金960万円を増額補正としておるところでございます。

2項1目林業総務費、1目は財源内訳の変更で、2目林業振興費につきましては説明を省略し先に進ませてもらいます。

3項2目漁港管理費につきましては、減額となっておりますが、一部委託料が増額となっております。管理しております隻数の増加で一部増額となっておるところでございます。48、49ページに進ませてもらいます。

7款1項1目商工総務費、職員手当等の分でございます。

2目商工業振興費、これは少額ですので先に進ませてもらいます。

3目観光費、これについても決算見込みからの減額となっておるところで

ございます。

8 款 2 項 1 目道路橋梁総務費、これについては財源内訳の変更、2 目についても同じく財源内訳の変更となっております。

3 目道路新設改良費、これについては増額補正となっております。道路新設改良事業費 5,625 万円につきましては、町道三越線の改良工事に伴います 3,150 万円、同じく町道中小串線の改良工事の分 2,500 万円を含めておりまして、一部増減と他のものがありますので 5,625 万円の増額となっておりますところでございます。

社会資本整備総合交付金事業費につきましては、東臨港線の一部増額補正と事業費組み替えによるものでございます。増額は所有権移転の手数料、分筆登記の委託料等でございます。

4 目橋梁維持費、これにつきましては財源内訳の変更となっておりますところでございます。

3 項 2 目ダム対策費は不用額、執行残の見込みですね、決算見込みから減額となっておりますところでございます。

4 項 1 目港湾管理費、これにつきましては財源内訳の変更でございます。

2 目港湾建設費 810 万円の減額でございますが、県営事業の負担金等の減額でございます。

5 項 2 目公園管理費、これにつきましては決算見込みからの落札減が主なものでございます。

3 目公共下水道費、公共下水道費 355 万 5 千円の増額でございますが、これは公共下水道に繰り出してあります繰出金の精算的なもので減額も含まれておりますが、今回、国の補正としまして補助事業の分 1,200 万円、他の単独分 350 万円の分が含まれておりまして、都合 355 万 5 千円の増額となっておりますところでございます。次に進ませていただきます。

6 項 1 目住宅管理費につきましては 150 万円の減額となっております。工事請負費の落札減に伴うもの 100 万円の減額、あと家賃滞納処分時の裁判所への予納金等は実績ありませんでしたので、その分の減額。

安全安心住まいづくり支援事業費 13 万円の減額は、決算見込みからの減額となっておりますところでございます。

9 款 1 項 1 目常備消防費 434 万 7 千円の減額でございますが、常備消防

にかかる負担金の確定によりましての減額となっておりますのでございます。

3目消防施設費、施設管理費288万5千円、これにつきましては消防ポンプ車の落札減等が主なものでございます。次は省略し先に進ませてもらいます。

10款1項2目事務局費、これは少額ですので先に進ませてもらいます。

2項1目学校管理費、これも決算見込みからの減額となっております。

2目教育振興費、石木小学校の分も児童生徒の減少、対象児童の減少からの減額となっております。

4目施設整備費ですが、公立学校施設整備事業費1億6,500万円の増額となっております。これも国補正予算に絡みましての補正となっておりますのでございます。

小串小学校のプール改築の設計ならびに工事費の計上となっております、その分を見込んでの計上が主なものでございます。その分のみです、ね失礼しました。

3項1目学校管理費、川棚中学校管理費につきましては、光熱水費の必要額から増額補正ならびに、次は決算見込みからの減額となっておりますのでございます。

4項1目幼稚園費、就園奨励費にかかる補助金の決算見込みからの減額となっておりますのでございます。

5項1目社会教育総務費、これについては社会教育総務費は少額ですので先に進ませてもらいます。

町自主文化事業費につきましては、決算見込みからの減額となっておりますのでございます。

2目公民館費、これも省略し先に進ませてもらいます。

3目公会堂費、これは落札減等によりましての分でございます。

6項1目保健体育総務費、これにつきましてはスポーツ推進委員の報酬の決算見込みからの減額となっておりますのでございます。

7項1目給食センターにかかる管理費でございますが、ここの管理費については少額ですので先に進みます。運営費につきましては、需用費、光熱水費ですが、重油、水道料の増加等が見込まれ、変動による必要額からの増額

となっておるものが主なものでございます。

1 1 款 1 項 1 目農地農業施設災害復旧費、工事請負費の減でございますが、工事が全て済みまして、補助金充当からの計上をしておりました関係から決算見込みの額または落札減も含まれておりますが、1 4 0 万円の減となっております。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきましては、落札減等によるものでございます。

予備費 7, 3 2 2 万 6 千円の増額でございますが、これは歳入歳出の見合いからの補正となっております。

給与費明細については、後ほどお目通しをいただければと思います。

歳入に移ります。8 ページ、9 ページが歳入の初めでございます。

9 款 1 項 1 目地方交付税、普通交付税の 5 6 9 万 2 千円の増額でございますが、国からの通知によりますと、2 3 年度の精算分と、2 4 年度の国税増加分を見込んでの調整追加ということで通知があっており、その交付額に基づいての補正となっております。

1 1 款 1 項 3 目農林水産業費負担金 1 3 8 万円の増額でございますが、農林水産業費負担金ですね。農村災害対策整備事業の受益者負担金、事業費額の増によります増額補正となっております。

1 2 款 1 項 4 目土木使用料、漁港使用料は隻数の増加によりますと歳出でも説明しましたが、その状況でございます。

2 項 2 目衛生手数料、これにつきましては狂犬病予防対策等手数料の決算見込みからの減額となっております。

1 3 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、社会福祉費負担金の障害者自立支援費負担金につきましては、歳出の増加に伴います増額となっております。

児童手当及び子ども手当負担金につきましては、交付決定によりましての増額となっております。

3 目災害復旧事業費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金は 1 9 万円の減額となっておりますが、工事費落札減等に伴うものでございます。

2 項 1 目民生費国庫補助金、地域生活支援事業補助金 1 8 0 万円につきま

しては、歳出の減少に伴います補助金の減額と見積もっておるところでございます。

土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の減額でございますが、業務委託の落札減、工事等の落札減によります変更交付決定によるものでございます。

4、教育費国庫補助金、上の小学校費補助金は大きく伸びております。学校施設環境改善交付金につきましては、1,741万6千円という増額となっております。これにつきましては、一部、川棚小学校の運動場にかかるもの9万9千円が含まれておりますが、あとは小串小学校プール改築分が主なものでございます。国の補正予算に伴うものでございます。

3節の幼稚園就園奨励費補助金、これにつきましては歳出の減少ということで説明申し上げましたが、それに伴うものの減額、事業費の減少によるものでございます。

5目総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金2億3,700万円の見込み計上でございます。この内容については、後ほどの資料で確認ができますので、説明はその折にしたいと思っております。先に進ませてもらいます。

14款1項1目総務費県負担金、これにつきましては1節の総務費負担金は、権限移譲交付金等に伴うものの確定がなされておるところでございますが、一部減額を含みますが、増額となっております。後ほどお目通しをいただければと思っております。

2目民生費県負担金につきましては、歳出の増加、交付決定等によりますもので、歳出に伴うものでございます。次のページでございます。

2項2目民生費県補助金に移らせていただきます。社会福祉費補助金につきましては、2つとも歳出の減少による減額となっておりますのでございます。

児童手当システム改修補助金につきましては、システム改修が通常システム改修に含まれておりまして、これに伴います事業費は発生しておりませんので減額となっておりますのでございます。

3目衛生費県補助金、合併処理浄化槽設置整備費補助金につきましては、歳出の減少という説明をさせていただきましたが、それに伴うものであります減額となっておりますのでございます。

4目労働費補助金、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金、これも歳出と同額の10分の10でございますので、歳出と同額の減額となっております。

5目農林水産業費県補助金、農地水保全管理支払につきましては少額ですので先に進ませてもらいます。

農地制度実施等につきましても、交付基準による交付決定によるものでございまして、先に進ませてもらいます。

農村災害対策整備事業費補助金1億6,977万5千円でございます。これは国費55%と、県費の15%または10%の補助金を見込みまして計上しておりますのでございます。国の補正予算に伴うものが主なものでございます。

6目土木費補助金、これにつきましては歳出の減少によるものでございます。次に進ませてもらいます。

11目農水施設災害復旧費補助金、これにつきましても事業費確定による補助金の確定となりまして、減額となっておりますのでございます。

3項1目総務費委託金、ここにつきましては少額の異動でございます。説明を省略し先に進ませてもらいます。22ページ、23ページになります。

15款1項1目財産貸付収入、土地貸付収入等がありますので、その分の増額補正としておりますのでございます。

3目土地開発基金運用収入につきましては、基金利子の見直し等で減額となっておりますのでございます。

16款1項2目民生費寄附金、これは歳出の方で触れましたが、寄附金等の増額補正となっておりますのでございます。

4目農林水産業費寄附金、これにつきましては農地災害復旧事業にかかる寄付金の確定となっておりますして減額措置をしておりますのでございます。

19款1項1目延滞金でございます。町民税個人の分にかかる延滞金の決算見込みからの減額となっておりますのでございます。

4目過年度収入につきましては、子ども手当交付金の追加交付等がありますので、その分の計上となっておりますのでございます。

5目雑入、それぞれ上げてありますが、全国町村会賠償補償及び共済事業保険金につきましては、小串保育所、くじゃく荘等の落雷被害、台風被害等

の補償金の保険金の給付がっております。それが主なものでございます。

新市町村振興宝くじ配分金は、オータムジャンボの配分金の確定による増額補正となっておりますところでございます。

後期高齢者医療事業委託料は減額となっておりますところでございます。

宝くじ基金市町交付金につきましては、サマージャンボの配分金の確定によるものでございます。

20款町債でございます。20款1項3目農林水産債、農地集積加速化等基盤整備事業債2,100万円の減額となっておりますが、国の補正予算以外の事業量の減少での減額となっておりますところでございます。

農村災害対策整備事業債、これは国の補正予算に伴います補正をしているところでございます。7千万円の増額となっておりますところでございます。

4目、5目等につきましては、歳出の減少等によります必要額の減少となっておりますので説明を省略し、6目教育債に移りたいと思います。

学校教育施設等整備事業債は、川小分の減額10万円がありますが、小串小学校プール分1億4,700万円の増額補正が含まれておりまして、国の補正予算に伴う事業費の計上から起債を組もうとしておるところでございます。

7目災害復旧債は事業費確定等によります減額でございます。4ページでございます。

第2表、地方債補正でございます。それぞれ町債におきましての補正を掲げておりまして、その限度額の変更があつておるところでございます。

その他、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じということでしております。合計の4億1,420万円から5億9,810万円に増額補正をすることでの計上でございます。

この今朝ほどお配りをしました資料に基づいて説明をさせていただきます。地域の元気臨時交付金と申しますのは、国の補助事業に伴いまして、その補助残、その金額が通常の補助金を差し引いた残りが一般財源と起債等に通常はなるわけですが、その元気交付金の計算基礎額というのを求めまして、その8割程度が交付されるという、国の通知でございます。その地域の臨時交付金を使って事業を組み立てようとしておるところでございます。まだ十分な情報を受けておりませんので、25年度の前倒しにできる事業というこ

とで取り急ぎの編成となっております、この事業計画については、まだ動く可能性がありますので、まだ案という段階でございます。

続きまして、この表の見方でございます。一番左には8案件としまして数字を振っております。予算書という欄につきましては、説明欄のページ数を掲げております。補助単独としておりますのは、補助対象か単独かということで記載をしておるところでございます。下水につきましては、補助分と単独分と含まれているということでご理解をいただきたいと思えます。

県営事業の負担金につきましては、県営の事業の負担金となるものかどうかという区分をしております。県が国の補助を受けて事業を執行します市町村の負担金は、この対象となるように連絡を受けておるところでございますので、計上をしておるところでございます。

続きましては、一般会計の細目名は予算書の説明欄に掲げております事業費等の名称でございます、後は具体的な事業ならびに箇所等の説明としておるところでございます。今回、補正を致しました6億4,885万円が、この元気交付金の事業計画等にかかる事業規模でございます、第4回の補正につきましては、事業費減または増加、増減等いろいろ絡みますので、この数字が補正予算の数字と一致する向きもありますが、ずれる分もあります。その点をご理解をいただきたいと思えます。

補助対象事業費としましては、通常の補助の対象額、またはその横の国県補助金につきましては、通常の補助金等を計上しておるところでございます。それを差し引いた残り、または地元負担金等、引いた残りが元気交付金計算基礎額という、一つの理論上の数字を掴むわけですが、その分の80%程度を元気交付金として確保し、振り分けをしようということで計上をしておるところでございます。全体で80%ですが、単独事業については小さいものは全額の措置として事業間で調整をしておるのが、この表で見てとれると思えます。CプラスDとしております国県支出金につきましては、財源内訳の国県支出金の部分に当たる額として計算をしておるところでございます。今回の補正のですね。

続きまして、町債につきましては、大きい事業費の分から起債を起こすようにしてございまして、それぞれ7千万円と1億4,700万円というふうな割り当てをしておるところでございます。

地元負担金につきましては、先程も説明しましたが、事業にかかる負担金を掲載しておるところでございます。

一般財源と申しますのは、財源内訳の一般財源に当たる部分を記載しております。637万8千円の見込みとしておるところでございます。まだ詳細な情報等が十分に出されておられません、見込み計上の向きも多々あるかと思いますが、以上の計上となっております。大きい事業でございます。次のページには説明資料が綴られておりますので、その点については産業振興課長から説明をさせていただきますので、どうぞ宜しくお願いします。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく申し上げまして私の説明と致します。

**産業振興課長** それでは、私の方から今回の補正予算で産業振興課所管の分で計上しているものを説明したいと思います。まず、先程の次のページの計画図をご覧になっていただきたいと思いますが、川棚町農業農村整備事業ということで、農村災害対策整備事業を今回計上をしております。この表の右下をご覧いただきたいと思いますが、川棚第2地区、これが町営事業、団体営事業で行う事業になっております。農業用溜池整備、中山地区に横出しで行っていますけれど極ノ水工区というところがあります。その溜池の整備事業一箇所ですね、これについては用地測量、用地購入を予定しております。

緊急避難路整備事業、上組の棚尾地区、延長が970m、これは幅員を4mに拡幅して、緊急車両の通行というか、そういったことをしやすくするということになっております。今回は用地測量と用地購入が主なものとなっております。

情報基盤施設整備事業、これは防災無線のですね、デジタル化と奥ノ川内ダムの監視システムを事業として行うということで、今回、本来は25年から27年、3カ年の事業で予定しておりましたけど、今度の補正で一気にしてしまうということで計上しております。この赤の三角の部分ですが、これが農振地域内ということで補助対象ということになっております。29基が補助対象、それからグリーンのラインがありますが、それより都市部と言いますか、黒の三角で旗揚げしている部分ですね、これが町の単独事業になりますが、13基を整備することになります。

その他にですね、今まで戸別受信が60戸程度あったものが、今回の事業で400台ということで、聞こえない地域を少なくするということが計画をしております。

その下の県営事業なんですけど、小串の丸堤工区、溜池の堤体の改修工事、県の方が6千万円の工事が付いております。この分の16%が町の事業の負担金ということで今回計上をしております。簡単ですが以上です。

**議** 長 ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

**議** 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** 長 これから質疑を行います。

**1 2 番田口** この元気臨時交付金事業の説明資料についてお伺い致します。

Eの欄、町債の欄に7千万円と小串小学校関係で1億4,700万円の町債が計上されておりますけれども、これは後年、要するに後の年度で国などから償還財源についての補填がどの程度あるのかということをお聞きしたいと思います。と申しますのは、この町債の部分についての考え方はですね、CとDの間にある元気交付金計算基礎額というのがあります。この元気交付金計算基礎額から実際に交付される元気交付金、Dの欄の金額を引いたものが町債になるんじゃないかと、あとは地元負担とか一般財源とかありますけれども、基本的な計算基礎額から元気交付金を引いたものが町債で当面補填するとすればですね、後年度で100%国なり県なりから補填されて然るべきではなかろうかと、小串小学校の分なんかは一番下を見ますと計算基礎額は1億4,768万3千円ですけど、実際の元気交付金はゼロです。大部分が町債で補填されていて、あと一般財源の負担があるということですから、100%補填されるのが筋ではなかろうかと思うんですけど、どのような考えになっているんでありましょか。

**企画財政課長** ただいまのご質問でございますが、一つ説明を加えたいと思います。元気交付金の基礎額、計算に基づきます対象となりますのは、国の補助事業が対象となります。その80%程度を見込んで事業を展開する上で単

独分にも回せますよという図式でございます。小串小学校のプール改築工事では元気交付金を充てておりませんが、他のところに充てているということで、この小串小学校のプールの改築工事に伴います元気交付金は交付を受けることと事実上はなります。しかし、財源内訳の充所としましては、他の所に充てて、先程質問もありました町債につきましては、単独事業より補助事業の方が有利でありますので、それで組み立てたというかたちでございます。もう一つは、補正予算債の適用を受けるだろうということで組んでおるところでございます。

交付税の対象となりますのは、全額後年度対応されるという見込みで今のところ情報は判断しておるところでございます。以上です。

**10番朝長** 19ページの合併浄化槽のところが出てくるんですが、それと41ページのところにも浄化槽の減額が出てくるんですが、これは合併浄化槽を設置する数が減ったから減額になったということでしょうか。

**住民福祉課長** 朝長議員のご質問にお答えを致します。

今、朝長議員がおっしゃいましたように、24年度の設置数が当初予定よりも少なかったということになります。当初では、25基を見込んでおりましたが、実際的には9基の申請でございました。以上のことによって減額ということになりました。

**1番村井** 金額的なものではありませんけれども、小串小学校のプールの改築、かなりの額なんですね。これは今年度実施されるわけですがけれども、他の学校については、年次的に行うのか、それとも計画的なものがあればお尋ねをしたいと思います。

**教 育 長** 小串小学校のプールと他の学校のプールの違いをまず説明を致しますが、小串小学校については小プールがございません。小串小学校のプールには小プールがございません。石木小、川小については小プールがございました。ここが一番大きな違いです。小串小学校のプールにも小プールを造る必要があるだろうというのが一つの理由、それからもう一つの理由はですね、小串小学校については浄化施設が非常に老朽化しております。この二つの理由で小串小学校については改築というか、新築というかやっていくと。ただ他のプールについては、まだそこまで至っておりませんので現状でいけるというふうに判断を致しております。

**3 番 福 田** 小串小のプールの改修については、図面等もないんですけど、どういったことをされるのか、ちょっと私具体的に分からないもので説明を受けたい。

それと他にあるんですけど、地域の元気臨時交付金の分で、防災無線の分で地元負担金額は小さいんですけど、18万円の地元負担って、防災無線で地元負担金がどうしているのかなと、どういうふうな理由があるのかお聞きしたいと思います。

それと戸別受信も合わせて60基から400基ほどに増えるということですけど、そういう予算はどこに入っているのか、それは補助にはならなかったのかお聞きしたいと思います。

**教 育 長** プールの件につきましては、次長の方から答弁をさせます。

**教 育 次 長** 小串小プールについてですね、ちょっと簡単に説明します。まだ実施設計等はこれからになるんですけども、今あるプールのところとですね、体育館の横の方、便所があるところを使って小プールを造るということで、今あるプールを全部やり替えるということになります。この体育館の裏にあるトイレのところ、これもプールの改修と一緒に別のところに移すというような計画です。以上です。

**産業振興課長** まず地元負担金の18万円の件でご説明をしたいと思います。この農村災害対策整備事業の中にはですね、先程説明しました極ノ水の溜池の堤体工事も入っております。その分の地元負担金2%ということで18万円を計上しているということです。それから、防災無線の補助対象という区域は、先程言いましたように、農振の農振地域内での設置が補助対象ということになりますので、難聴というか、聞こえないところがそういった農振の区域内にあれば、補助対象ということです。以上です。

**1 番 村 井** 確認ですけども、この防災無線の工事は25年度で全て完了するというのでしょうか。

**産業振興課長** 25年度末で全て完成する予定で行います。

**1 3 番 森 田** 小さなことかも知れませんが、38、39ページ。

町立保育所の問題ですね。今月いっぱい民間に移行ということで決定しておるわけですが、私の理解ではですね、全て収支関係は済んでいると思っていたら、193万ということで、先程課長からですね、さらっとした説明

はあったんですが、工事請負費を含めてですね、もう一度説明をいただきたいと思っております。

**住民福祉課長** お答えを致します。先程、運営費の中で190万円の増額、この中で賃金のところは説明があったかとは思いますが。説明がなかった分で、需用費、それから工事請負費でございます。需用費につきましては、保育所の引き渡し式を開催する予定と致しております。その費用を計上させていただいております。それからこの中には、食器類が不足を致しております。その分の補充も含めております。

それから15節の工事請負費でございますが、保育園の中の4歳から5歳児の保育部屋でございますが、現在のところ仕切りがございません。それで4歳児と5歳児を分けて保育するのに、非常に支障が生じるということから、カーテンで仕切ろうと、部屋をですね、その費用を計上させていただいております。工事請負費の18万円でございます。以上でございます。

**5 番 三 岳** 41ページ、予防費ですが、先程の説明でですね、委託料が700万円減額されておりますが、これは予防接種を受ける方が減ったということなのか、例えば昨年と同様の見込みをされて予算計上をされたと思うんですが、かなり大きな額ですので理由をお聞きしたいと思っております。

**健康推進課長** 予防接種事業費の委託料の減額の分でございます。予防接種につきましては、単価がかなり高いものがあります。1万円とか1万5千円とか、対象者につきましては、全ての方に接種していただくということで予算計上し、また12月の議会です、ポリオの予防接種が個別の予防接種に代わったということで200万円の補正をしたところであります。ただ、予防接種の期間というのが単年度だけではなくて、4歳、5歳まで長期にわたるといふところがありますので、全て予定した方々が何らかの都合により接種できなかった方がいらっしやったということでの減額ということでございます。金額的には大きくなりますけれども、単価がかなり大きいということでの一人当たりの接種しなければ、かなりの減額になってくるということが主な原因と思われまます。以上です。

**1 4 番久保田** 41ページ。それに関係して33ページについてお尋ねします。

その下のですね健康診査費、190万円、かなり町民の健診については、

いろいろな団体を使って呼びかけをされたと思います。受診率がどのくらいになったのか、なぜこれだけ補正を残してしまったのか、その原因とですね、それから33ページの役務費の中の職員の健康診断というのがあります。町民に呼びかけておきながら、職員の健康診断はどの程度なのかお尋ねします。

**健康推進課長** 健康増進費の委託料、健康診査費の分でございますが、ここに掲げております健康診査費につきましては、がん検診が主なものでございます。総合検診につきましては、各保険者が実施をするとなっておりますので、特定健診につきましては国保の事業で行うということでございます。ここに先程申しましたように、がん検診が主なものでございまして、がん検診にかかる190万円の減額でございますが、当初予定しておりましたので2,100万円程度予定をしておいて、約1割程度の減額ということになるかと思っております。予定をしておりました検診につきましては、それに見合う分の受診者がいなかったということでございます。以上でございます。

**総務課長** お答え致します。職員の健康診断のことでございます。職員の健康診断、一応全員を対象にしております。ただ人間ドックにですね行った者、人間ドックを受診したものについては、町の健診は受けなくていいというふうに致しまして、その分が減になったというものです。ただ数的には覚えていないんですけれども、3月途中で、まだ人間ドックに行く者もおりますので、予定としてこれだけ減額をさせてもらったということです。以上です。

**4 番 堀 田** 51ページの道路新設改良事業費の中にですね、先程の説明では町道三越線と町道中小串線のことが言われたと思うんですけど、町道中小串線については、だいぶ時間が経っているようなんですけど、これは完成はいつ頃になる予定なんですか。住民の方からだいぶ早くしろ、早くしろというような要望があつておましてですね、いつになるのかちょっと、そのへんの見通しが分かっているようであれば教えていただきたいと思っております。

**建設課長** ただいまの質問にお答えをしたいと思います。中小串線につきましては、平成21年から年度としての事業は進めてきましたけれども、この間、国の経済対策と言いますか、それで進めてきたわけですが、その後、国の交付金事業関係がなくなりまして、あとは単独で進めるということでしておりましたけれども、その後に出てきたのが下水道の布設です。それと水

道の布設等もございまして、昨年は補助事業で対応しようと、24年度ですね、すいません。24年度では補助事業で対応しようとしたところ、現在の歩道では幅員が不足するので、拡幅をなさいたいということでございました。

25年度で新規に予定をしようとしたんですが、この元気交付金の関係が出てきましたので、これを活用して25年度末までには終了させたいというふうに思っております。26年の3月までには終わるという予定をしております。以上です。

**1 5 番 山 口** 33ページの諸費の中の委託料80万円の増額でございますが、裁判中の弁護士の費用なのかどうかということと、それからこれが期間的にまだ長くかかるのかどうかですね、そこをお尋ねしたいと思います。

**総 務 課 長** 諸費の中の委託料は、これは現在の係争中のものかということでございますが、その分でございます。この分につきましては、一審の判決が3月の中旬ということになっております。ただ、これにつきましては、今度どういったかたちで判決が出されるのか、それを見る必要がございます。そういったことで、その分にかかるものについて増額を致しております。

一つは、成功報酬というのがありますけれども、その不足分、それからこれは今後相手方から上告をされるのか、そのへんも控訴される、あるいはその内容によって上告をする、そういった難しい部分がございますので、その不足分として今回80万円ということで増額補正をさせていただいているものでございます。以上です。

**1 4 番 久 保 田** 55ページ、常備消防費、マイナス434万7千円でお尋ねします。川棚町も佐世保市の消防局管内に入っているわけですし、これは人数が足りていないところだと思うんですけども、掘めていらっしゃったらですね、佐世保消防局の基準数と実数、私達の町にも無関係であってはならないことだと思いますので、掘めていたらその数と実数を教えていただきたいと思っております。

**総 務 課 長** 広域消防の基準ということでございます。資料を持ってきておりませんが、全体の佐世保消防署員の数が370人ぐらいだったと思うんですね。その内110名ぐらいが広域の消防の担当でございます。東消防署、それから佐世保、波佐見、西海、小値賀、佐々、そういったところがございます。そういった職員の分を全体の給料からの平均を、その人間にかけて出

すというのと、それから広域消防の中で消防ポンプ車の配備をしたりとか、改修をしたりとか、そういったものがございます。そういったものが負担金ということになっております。

**1 1 番 小 田** 防災無線に関してもう一点お尋ねしたいと思います。

戸別の受信機が60世帯から400世帯に増えるということですが、今後戸別の受信機を希望される世帯があれば、それにも対応できるのかということをお尋ね致します。

**総 務 課 長** 戸別受信機の件でございますが、これまでの防災無線あるいは戸別受信機の中で聞こえないという箇所について、各地区の総代にお願いし、設計をする業者、うちの消防の担当の係長がずっと回っております。こういったところが聞こえないとか、声が届かないとか、そういったものについて調査をして、そうであればマイクの方を変えようとか、あるいはちょっと大きな音と言いますかね、ヘルツを上げるとか、そういったことで今計算をして出したのが、今の戸別受信機の数でございます。今後設置をして、それから聞こえないと、まったく聞こえないということであれば、それは戸別受信機の対応になってくるということで考えております。マイクと言いましたがスピーカーでございます。大変失礼しました。

**1 5 番 山 口** 小串小のプールの件でございますが、これは改築はですね、おそらく今年度内は無理だろうと思うんですけれども、おそらく次年度に繰越になるのかなというふうに考えられるわけですが、このプールの工事によってですね、これは完成はいつぐらい見込まれているのかですね、それによっては、いわゆる夏季のプールの授業等に支障が出る可能性がないのかと、出た場合にはどういうふうな方策を考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

**教 育 次 長** これは繰越事業ということですので、25年度に工事の方は計画するようにしております。今おっしゃいましたようにプールを使った授業が1学期、それから夏休みと9月上旬ぐらいまでであろうかと思っておりますので、それが終わりましたからこの工事に入って、最終は一応25年度の末、3月までには完成するよということ、今のところは計画しております。学校ともそのようなことで協議をして計画を進めております。

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから議案第1号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第1号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第3、議案第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,644万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,267万4千円にしようとするものでございます。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明を致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**健康推進課長** それでは議案第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、内容を説明致します。

それでは歳出予算から説明致しますので、歳出の16、17ページをお開き願います。

1款4項1目趣旨普及費でございます。需用費につきまして、パンフレットの購入費用ということで当初見込んでおりましたが、単価が少額なもので済んだということで減額補正をするものでございます。次のページをお願い致します。

2 款保険給付費、1 項療養費、1 目の一般被保険者療養給付費及び2 項の高額療養費につきましては、受領者の増による給付費等の動向から、それぞれ決算見込みにより補正するものでございます。

なお2 目の退職被保険者等療養給付につきましては、財源内訳のみの補正と致しております。次のページをお願い致します。

3 款1 項1 目後期高齢者支援金でございます。補正額の増減はありませんが、国庫支出金、県支出金の交付決定に基づき財源内訳の記載のとおり変更するものでございます。

6 款共同事業拠出金の1 項1 目高額医療費共同事業拠出金ならびに2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、確定額が示されておりますので、その差額を減額または増額をするものでございます。次のページ、24、25 ページでございます。

7 款1 項1 目介護納付金でございます。額の確定による不用額を減額するものでございます。26、27 ページをお開き下さい。

8 款2 項2 目あんま、鍼、灸施術費の減額でございますが、決算見込みによる減額をするものでございます。

11 款諸支出金、1 項1 目一般被保険者保険税還付金でございます。国保被保険者が社会保険等に参加したことによりまして、国保の資格喪失の届け出が遅れてくるということがありまして、前年度分等の遡及に関しまして保険税の還付をしなければならないということが発生する分でございます。その返還する額について不足額を見込んで増額をするものでございます。

予備費でございますが、歳入歳出の見合いにより補正をするものでございます。

歳入について説明を致します。6、7 ページをお開き下さい。

3 款国庫支出金、1 項1 目療養給付費等負担金、それと2 目の高額医療費共同事業負担金、それぞれ交付決定の通知がありましたので減額補正をするものでございます。8、9 ページ。

4 款県支出金でございます。1 項1 目高額医療費共同事業負担金につきましては、これも同じく交付決定に基づき減額をするものでございます。

2 項1 目財政調整交付金につきましても、交付決定から減額補正をするものでございます。10、11 ページをお開き下さい。

5 款 1 項 1 目療養給付費交付金につきましては、退職被保険者等に要する療養給付費について社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございます。交付の予定額の提示がありましたので、その差額を増額するものでございます。12、13 ページをお開き下さい。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金、同じく 2 目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、それぞれ交付決定額との差額を補正するものでございます。14、15 ページをお願いします。

9 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、歳入予算の 3 款国庫支出金、4 款県支出金が当初見込み額より減少しているため、予算不足分として財政調整基金を 2 千万円取り崩すこととし、補正を計上しておるところでございます。

なお、この基金繰入金につきましては、当初予算で計上をしておりました。しかし 12 月議会において、予備費が 5 千万円を超える程になりましたので、療養給付費等の伸びを考慮しても、基金取り崩しはしないで良いだろうという判断を致しておりました。そこで減額をしておったものでございます。しかし、今回の国県の負担金の減額によりまして見込んでおりませんでしたので、この分を今回補正として計上している分でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第 2 号「平成 24 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）」の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第4、議案第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,768万4千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**健康推進課長** それでは議案第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の内容についてご説明致します。

それでは事項別明細書で説明致します。6、7ページをお開き願います。

歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料の増額補正でございますが、保険料実績見込みによりまして、それぞれの目において補正計上をするものでございます。次のページをお願い致します。

3款1項1目事務費繰入金9万6千円の減額補正でございます。町担当事務費として、健診委託料ということの減額でございます。

2目保険基盤安定繰入金68万6千円の増額補正でございますが、広域連合試算により増額をするものでございます。次のページをお願いします。

5款3項2目雑入18万8千円の増額でございます。後期高齢者制度の広報等にかかる事業分と致しまして、特別対策補助金の収入が見込まれますので増額をするものでございます。

次に歳出について説明を致します。12、13ページをお開き下さい。

1 款 1 項 1 目一般管理費 9 万 2 千円の増額でございます。

1、事務費の分にかかる分でございますが、1 1 節需用費、1 2 節役務費につきましては、歳入で説明を致しましたが、特別対策補助金にかかる事務経費ならびに通信運搬費の増額分でございます。

1 3 節委託料につきましては、特別対策補助金にかかる事務経費の増額ではありませんが、集団健診が終了していることによりまして、健診委託料の減額があるということで補正をするものでございます。1 4、1 5 ページをお開き下さい。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合に納付する額の決算見込みによりまして増額補正するものでございます。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

**1 2 番田口** 1 1 ページの諸収入の中の後期高齢者医療制度特別対策補助金 1 8 万 8 千円ですが、これはどこから交付されるものでしょうか。

**健康推進課長** これにつきましては、広域連合の方から交付があるということでございます。以上でございます。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第 3 号「平成 2 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって議案第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

**議** 長 ここでしばらく休憩を致します。

（…休 憩…）

**議** 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** 長 次に、日程第5、議案第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町** 長 議案第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,192万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,349万1千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**健康推進課長** それでは議案第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」の内容をご説明致します。

歳出から説明を致しますので、事項別明細書12、13ページをお開き下さい。

1款総務費、1項1目総務管理費の増額でございますが、介護システムの改修費に要する経費として30万1千円を増額補正するものでございます。次のページをお願い致します。

2款1項1目介護サービス等諸費の減額補正は、保険給付費の決算見込み額と現予算額との差額を補正するものでございます。内訳につきましては、説明記載欄のとおりで、それぞれのサービス給付費の増減、または増額をしておる分でございます。

2目介護予防サービス等諸費につきましては、要支援にかかる方々のサービス分でございます。

5目高額医療合算介護サービス等費の19節負担金補助及び交付金の補正につきましては、説明欄記載にかかるそれぞれの給付費等の決算見込みにより補正をするものでございます。

6目特定入所者介護サービス等費につきましては、決算見込みによります減額補正とするものです。16、17ページをお開き下さい。

4款3項1目指定介護予防支援事業費の賃金の増額につきましては、臨時職員にかかる分の賃金の増額を予定を致しております。次のページをお願い致します。

予備費でございますが、歳入歳出の見合いにより増額計上するものでございます。

歳入についてご説明致します。6、7ページをお開き下さい。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金でございます。介護給付費にかかる年度内の交付見込み額を現予算との差額により減額をするものでございます。次のページをお願い致します。

4款1項1目介護給付費交付金でございます。国庫支出金と同様、介護給付費にかかる交付金の年度内交付見込み額により減額をするものでございます。次のページ。

8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は介護給付費等の負担分の減収による減額補正と致しております。

3目その他一般会計繰入金につきましては、1節事務費繰入金と致しまして、介護システムの改修費に要する経費にかかる負担分を、また3節のその他繰入金は指定介護予防支援事業費の賃金にかかる増額にかかる経費の分を繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから議案第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第6、議案第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,555万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,197万5千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**水道課長** それでは議案第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」について、説明させていただきます。

今回の補正につきましては、決算見込みと落札減及び国の平成24年度補正予算第1号によるものでございます。まず歳出から説明を致しますので、10、11ページをお開き願います。事項別明細書で説明致します。

1款1項1目一般管理費ですが、時間外勤務手当、子ども手当の減と、公課費は消費税の中間払いの増額であります。

2目管渠管理費ですが、修繕料、委託料、工事請負費の落札減に伴う減額であります。

3目処理場管理費ですが、薬品代、電気料の減及び終末処理場の管理委託料の落札減に伴う減額であります。

4目都市下水道管理費ですが、修繕料の落札減に伴う減額であります。12、13ページをお願い致します。

2款1項1目下水道建設費ですが、污水管工事にかかる管渠建設費は、委託料の落札減と水道管移設補償が発生しなかったことに伴う減であります。補助事業にかかる費用については、工事請負費に組み替えを行っております。また、国の平成24年度補正予算第1号に伴い、雨水対策事業として実施しております栄町地区雨水排水対策事業が補正予算対象事業として内示を受けたことに伴い、増額するものであります。栄町地区雨水管渠開削工事につきましては、延長124m、80センチ掛け80センチのボックスカルバートで整備する計画を致しております。全体事業費としては2,750万円を予定致しております。14、15ページをお願い致します。

3款1項2目利子ですが、平成23年度起債借入の利率決定に伴う利息計算結果により減額するものであります。

歳入についてであります。6、7ページをお開き願います。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金ですが、歳出で説明させていただきました国の補正予算に伴うものでありまして、増額で計上しているところであります。

4款1項1目一般会計繰入金ですが、歳出で増額となります。355万5千円について繰り入れするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**5 番 三 岳** 12、13ページでありますけれども、下水道建設費ということで、今回増額補正があっておりますが、この財源内訳のですね、先程の一般会計の折に地域の元気臨時交付金ということで1,200万円ですか、ということでしたが、このその他というのは、どういうふうにとめればいいのかお尋ねします。

水道課長 失礼しました。ご説明致します。12ページの下水道建設費の財源内訳のところだというふうに思います。今回は、国の補正予算に伴いまして、国の国庫支出金が事業費の2分の1、50%補助に見合う1,200万円であります。その他につきましては、一般会計から繰り入れをしていく1,474万5千円ということになります。

議長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。これから議案第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。したがって議案第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第7、議案第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長 議案第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を283万5千円にしようとするものでありま

す。なお、補正の詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**水道課長** それでは、議案第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）」について、説明させていただきます。

今回の補正は、決算見込みによるものでございます。まず、歳出から説明を致しますので、10、11ページをお開き願います。事項別明細書で説明致します。

2款2項1目給水費ですが、修繕料、委託料、使用料及び賃借料などの減による減額であります。12、13ページをお開き下さい。

予備費であります。歳入歳出に見合う補正でございます。次に歳入について説明を致しますので、6、7ページをお開き下さい。

3款1項1目一般会計繰入金ですが、歳出予算の減額と繰越金の確定に伴い減額するものであります。次のページをお願い致します。8、9ページです。

4款1項1目繰越金ですが、平成23年度決算により増額となるものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから議案第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第8、議案第7号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第7号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、収益的収入及び支出で収入において1,091万6千円を減額し、収入予算の総額を3億2,301万6千円に、また支出において687万2千円を減額し、支出予算の総額を2億7,114万3千円にしようとするものであります。

一方、資本的収入及び支出において、収入において6千万円を減額し、収入予算の総額を1億円に、また支出において4,390万円を減額し、支出予算の総額を2億3,298万8千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、水道課長からご説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**水道課長** それでは議案第7号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」について、説明させていただきます。

今回の補正は決算見込み及び落札減などによるものでございます。補正予算実施計画説明書により説明致しますので、11ページをお開き下さい。

まず、収益的収入及び支出についての支出において、1款1項2目上水費は予定していた修繕がなかったことなどから減額するものであります。

3目配水及び給水費は、電気料については増額となりますが、工事請負費の落札減などから減額するものであります。

5目総係費は上水道管路システムリース料などの減などから減額するものであります。

6目減価償却費は、決算見込みにより増額するものであります。

2項2目消費税は当初は納付は発生しない見込みでしたが、決算見込みに

において納付が見込まれることから増額するものであります。次に10ページの歳入についてご説明致します。

1款1項1目水道料金は一般家庭及び工場使用量の減に伴う減額であります。

2目受託工事収益につきましては、給水工事の収益の増によるものでございます。

3目の加入金ですが、加入金につきましては、見込みの減による減額でございます。

4目のその他の営業収益は、小串地区の下水道工事に伴う移設工事が発生しなかったことに伴い減額するものでございます。次に12ページをお願い致します。

資本的収入及び支出について、支出におきましては1款1項2目建設改良費は工事請負費の落札減に伴う減額でございます。

3目施設拡張費ですが、山道浄水場第7次拡張事業にかかるもので、委託料、工事請負費ともに落札減に伴う減額であります。また、第7次拡張にかかる事業費は継続費としてご決定いただいております。平成24年度の事業費減額分は逡次繰越として25年度の事業に組み入れられることとなります。なお、継続費の全体事業費については、変更はございません。

次に、収入についてでございます。12ページ。

1款1項企業債につきましては、事業費の減に伴い減額するものでございます。

5ページには、予算実施計画書、6ページには補正資金計画書、7ページには予定損益計算書、8、9ページには貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**14番久保田** 10ページですね、水道料金のところですけども、700万円の減というのは、かなりの大きな金額だと思うんです。家庭と工場用の料金が減ったということですが、どのような金額でしょうか、家庭と工場それぞれ。

**水道課長** ご説明致します。一般家庭におきましては、100万円の減、それから工場におきましては900万円の減、減額が1千万円、ただし事業所につきましては200万円の増、官公署につきまして100万円の増、増額は合計しますと300万円ということで、差引700万円の減ということになります。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから議案第7号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」の採決を行います。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第7号「平成24年度川棚町水道事業会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第9、議案第8号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第8号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明致します。

川棚町課室設置条例につきましては、これまでも住民サービスの向上、あるいは事務の効率化等の観点から、必要に応じて見直しを行ってきているところでありますが、今回の改正は特に力を入れたいと考えております企業誘致関係について、事務を分離し、新たに設置した係に専念させる必要がある

との考えから、改正をしようとするものであります。

改正の内容と致しましては、現在、産業振興課商工観光係の分掌事務となっております企業誘致に関することを企画財政課に新たに企業誘致係を設けまして、その係で行うことにしようとするものであります。

次に、この改正条例の施行日についてでございますが、附則にありますように平成25年4月1日から施行することと致しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 2 番 田 口** 企画財政課に専門の企業誘致担当の係を設けるという説明なのですが、そのことで定数の関係がどうなるかを聞きたいと思えます。企画財政課が係長と係員って聞くんで2人かなと思えますが、2人増えるのかどうか、あるいは産業振興課の方が減るのかどうか、何かその2人については、小串保育所の定数で賄われるのではないかというふうな考えもあるのかなと聞いたりもしますけれども、そういった課ごとの定数の変動についてどうなるのかというのをお聞きします。

**総 務 課 長** ご質問にお答え致します。今、考えておりますのは、企画財政課に企業誘致係を設けまして、2名を配置しようというふうに考えております。これまでの産業振興課の商工観光係は、これまでどおり2名ということで考えております。職員の定数でございますが、それぞれの一般会計の職員、町長部局、それから教育委員会、そういった部局があります。それにつきましては、その範囲内で定めるということにしておりますので、その条例定数を変えるということは考えておりません。以上です。

**1 2 番 田 口** 要するに産業振興課は減らないと、企画が2人増えるという説明だったと思うんですが、その増える分はどこから持ってくるのかという、要するにトータルは変更しないというふうな説明であったように思うので、その増える分はどこから来るんですかということを知りたいです。

**総 務 課 長** 人事についてはですね、まだ4月1日付けになるわけですがけれども、内示というものを致しておりません。今後、どこに誰を配置していくということは考えていくということでございます。ただ職員数と致しましては、これまでと変わらないということをご理解をお願い致します。

**1 2 番 田 口** 人事配置のことじゃなくて、定数のことを聞いているんですけど、要は役場のトータル的人数は変わらないと、課ごとの人数が少し増えるのであれば、企画財政課が2名増えるのであれば、どこかが減らないとおかしいでしょ。そのトータルが変わらないのであれば。だから減るのはどこですかと、それを聞いているわけです。

**総 務 課 長** 川棚町もですね、職員定数の条例があります。それには町長部局の職員が90名、水道事業の職員が12名とか、そういったことで定めておきまして、各課ごとの定数は定めておりません。ということで、どこの課を増やしてどこの課を減らすというのは、今後これから検討していくということになります。以上です。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

**4 番 堀 田** 課の内容の方まで聞いてよろしいんですかね。

**議 長** 聞いてみて答えられるかどうかです。

**4 番 堀 田** 一応、2名、係長と係員と配置するということですので、企業推進を進める上でですね、ただ机の前に座っておるだけなのか、あるいはですね、各企業を訪問するためにあっちこっち行くようなことまでするのかですね。あるいは県等のパイプ役だけで済むのか、そのへんのことまでするような課になるんですかね。ちょっとお聞きしたいと思います。

**総 務 課 長** 課室設置条例の新旧対照表を見ていただければと思いますけれども、この中に分掌事務を定めております。産業振興課にあった企業誘致に関すること、これを企画財政課の方に持ってくるというふうなことでございまして、企業誘致に関することとございまして、その時に必要な事務、そういったことを企業誘致に関することについてやっていくということとございまして。以上です。

**4 番 堀 田** 確かに、この課室設置条例の中にですね、企画財政課と産業振興課の中に、(エ)の中に企業誘致に関することの項目が入って、それがそっくりそのまま企画財政課の方に移行するわけですよ。そういうことですので、じゃあ企業誘致が、町長が一生懸命進めていらっしゃる企業誘致を強化するというので、ただそこでこの項目だけを変えるだけの課ならですね、ちょっと意味のなかつちやなかかかねと思いますけど、その課を設置したことによって、企業誘致に進んで、企業の訪問をするとか、あるいは県との接渉

の状況をよく聞きに行くとか。そういったところまでやっぱりやっていかないと、せっかくその企画財政の中に入っても意味が無いんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

**総務課長** 専任を2名配置をするわけですから、町長の考え方として、これまで以上に力を注ぎたいということでございます。そういったことで、町長の指示あるいは県の企業立地課、そういったところがありますので、そういったものと連携をしながら事務を進めるということでございまして、今まで商工観光係の方で事務を2人でしておったと、それを分離していくわけですから、もっと企業誘致の方に力が注げるということで考えております。だから企業誘致に関する全般のことについて事務を行っていくということでございます。

**3 番 福 田** 2名専属で企業誘致にあたるという、その町長の昨日からの説明でよく分かるんですけど、産業振興課の中にそういう商工観光係と並立して、企業誘致係というふうなこともできたんじゃないかと思うんです。それが、企画の方でないといけなかったというか、企画に持ってきた意図はどういうふうなところにあるんでしょうか。

**総務課長** ご質問にお答え致します。産業振興課の中にそういった係を作ってもよかったのではないかとのご質問でございました。まあそういった考えもあろうかと思えますけれども、それぞれ課で抱える所管の業務がございまして。そういったときに、課長の任務というのかなり大きなものになっていきます。そういったことで企画財政課に企画調整係というのがあります。そういった係とも連携をしながらやっていった方がいいという考えのもとで企画財政課の方に企業誘致係を持ってきたということでございます。以上でございます。

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから議案第8号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第8号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第10、議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明致します。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中で職員が土曜日、日曜日、いわゆる週休日に勤務する場合、勤務時間を振り替える規定がございます。今回、その勤務時間を振り替えた場合に、時間外勤務手当の支給が必要であることから、その部分にかかる規定の一部について改正を行おうとするものであります。

以上で提案の理由とさせていただきますが、補足説明を総務課長が致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**総務課長** それでは、議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。

週休日の振り替えについてご説明をさせていただきます。職員が土曜日、日曜日のいわゆる週休日に勤務する場合は、その日を勤務日というふうに位置づけまして、その代わりに月曜日から金曜日までの日を週休日、割り振った日ですね、それを週休日とすることによりまして、休暇の確保をするということになっております。しかし、月曜日から金曜日の通常の日振り替えまして週休日を取得した場合は、勤務した週休日の時間外勤務手当の一時間当たりについては、労働基準法に照らしまして支給することが適当であるというふうにされているところでございます。そこで今回、職員が週休日に勤務し振り替えを行った職員に対しては、その時間外勤務手当として、その時間単価に相当する給与を与えるための条例の改正を行おうとするものでございます。

簡単に言いますと、仮に1日を8時間の勤務というふうにした場合に、一週間の勤務時間が8時間の5日ということで、40時間ということになります。この一週間の5日間に加えて、土曜日に勤務をしたと致しますと8時間掛け6日間となりますので48時間ということになります。一週間の勤務時間、これが8時間のオーバーということになるわけでございます。そこで、その土曜日の時間給を仮に100分の125とした場合、月曜日に休んだとしても、これは通常日ですので100分の100という考え方になります。その差額の100分の25、これを時間外勤務手当として支給しようというふうなことにしようとするものでございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。

条文整理を行ったものもありますので、主なものだけを説明をさせていただきます。左側が改正後で、右側が改正前でございます。

左側12条の3項、これが新設でございます。下から2行目のところに、100分の25から100分の50までの範囲内で、規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給するというふうなことにしております。これは、週休日の振り替えをして、いわゆる別の週、同一週でとりますと一週間の勤務時間は一緒ですので、その支給の対象とはならない。ですから翌週とかに振り替えて、その日は休んだ場合に一時間当たり100分の25から100分の50までを時間外勤務手当として支給をしますよというふうにした規定でございます。

4項でございます。これも新設でございます。

再任用短時間勤務職員が、というふうにあります。一番下に38時間45分に達するまでの間についての勤務については、前項の規定は適用しないというふうにあります。これは再任用の短時間勤務職員、今は川棚町にはおりませんが、短時間勤務の職員でございますので、この者が通常の勤務時間、一週間の勤務時間を38時間45分と定められておりました、それまで働いた以上の分となります。一週間にですね。だから38時間45分に達するまでの間の勤務については、この100分の25から100分の50というのは支給しませんよということです。だから一週間の勤務時間以上というふうな規定となります。次のページをご覧くださいと思います。

5項です。これは中程に「1ヶ月について60時間を超えた職員には」と

いうところがあると思いますけれども、60時間を超えた者には、ずっと下にあって、正規の勤務時間外勤務にあっては100分の150の割合とする、その下に100分の75、これは深夜割り増しの分なんですけれども、その時間外勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給するというのは、一ヶ月に60時間を超えて時間外をし、その60時間を超えた分について、60時間を超えて時間外をして、その分を休んだ場合は100分の50の時間外手当を支給しますよというふうに規定したものでございます。

6項でございまして、これも「60時間を超えて勤務をした全時間の内」というのがありますけれども、ここはですね60時間を超えて勤務した時の上乗せ分の100分の25について、これはその分について休みをとった場合は、その100分の25は差し引きますよと、支給しませんよと、今この60時間を超えて勤務した時の上乗せ部分の休暇というものは、制度上ありますけれども、今町ではそういったことはしておりません。条例と致しましては、こういった規定が必要ですので、この分を入れたということでございます。

7項につきましては、これは条文の整理でございまして、ご理解をお願い致したいというふうに思います。

施行日でございまして、改正条文を見て頂きたいと思っております。下に附則がございまして、この条例は平成25年4月1日から施行すると致しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 3 番 森 田** 課長の説明でおよそ分かります。これはですね、民間で言うところの労働基準法の関係の、そこに合致するように仕組まれている規定だと思います。でですね、私はこれでも十分と思いますが、実際これに該当するような職員さんがいらっしゃるのかどうか。実際、役場職員の皆さんの中にですね、この条例改正に値するような職員の労働時間が実際にあるのかどうか。

**総 務 課 長** 平成24年に週休日を取得した職員が99名、499回あります。これはそのまま時間外になった者、あるいは時間外になったので、ただ

単に週休日をとった者がおりますけれども、週休日に勤務した職員というのが99人の499回でございます。以上です。

**1 3 番 森 田** 要するに深夜勤務になるまで規定されておるんですよ。それは当然のことだと思いますけれども、再任用の職員がいらっしゃいますよね。これは再任用というのは定年を過ぎた方だろうと思うんですよ。そういうふうなかたちでずっと今後も採用していくケースがあるのかどうか、それも合わせてお尋ねします。

**総 務 課 長** 再任用職員については条例化を致しておりますが、今再任用で雇用をしている職員はおりません。今後どうなるかは、まだ分からないところでございます。

**1 5 番 山 口** 一点だけお尋ねしますが、土曜、日曜日にですね勤務をした、いわゆる勤務日じゃない日ですね、職員は基本的に代休処置をとらせて、いわゆる100分の25に相当する分を時間外手当として出すと、そういうふうに解釈して良いのか。それとも代休をとらないから100分の125出すのかですね、そのこのところの区別を、いわゆる土日勤務した職員は、必ず代休をとりなさいと、そしてその分の土日分の割り増しの分、100分の25を割り増しとして支給するのか、どちらでしょうか。選択権があるのかどうかということですね、職員に。

**総 務 課 長** お答えします。基本的に休暇をやるのが、この制度でございます。ということで週休の振替制度というものがございます。だから本来は同一週にとれば、この手当というのはいないんですね。一週間の勤務時間になりますから、だから翌週以降にとった場合に、この100分の25というのが発生してきます。他の市町でもですね、基本的に週休の振り替え、これをとりなさい、これが原則ということでございます。当然、本町、今でもそうですが、前4週間、後8週間のうちにとりなさいというふうに規定をしております。だから今でもとるのが基本ということで、週休日の振り替えをして取得をしてもらうというのを基本にしておりますので、本人の選択ということではなくて、とってもらうというのを原則にしていきたいというふうに思っております。

**1 4 番 久 保 田** 土日に勤務をしたいという時には、前もって申し出が必要なんでしょうか。

総務課長 これは命令簿になりますので、事前に決裁をとるというのが基本でございます。

議長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。これから議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。したがって議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議長 ここでしばらく休憩致します。

(…休憩…)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 次に、日程第11、議案第10号「特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長 議案第10号「特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明致します。

本条例の一部改正は、川棚町立保育所が本年3月31日をもって廃止されることに伴い、非常勤特別職である保育園医の設置の必要がなくなることから、その特別職について削除するものであります。施行日についてであります。2枚目の改正条例の附則のとおり、平成25年4月1日から施行することと致しております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第10号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第10号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第12、議案第11号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第11号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例について」の提案理由を説明致します。

本条例の改正は、観光施設事業特別会計を創設するにあたり、改正するものであります。観光施設にかかる経費につきましては、これまで一般会計の7款商工費におきまして予算の編成と執行を行ってきたものであります。この度、県の担当部署から決算状況調査や財政健全化比率に関することにつきまして、指導、助言を受ける際に、観光施設等の管理、改良等にかかる経費について、一般会計から分離し明確にするとともに、透明性、独立性を保つよう指導、助言を受けたところであります。この指導、助言は国からの要請によりなされたことを踏まえ、その受け皿となる特別会計を設けることとしたところであります。また、決算状況調査事務に適合するよう、管理費と改良費の区分を設け、予算編成をすることとしており、平成25年度予算から適用するものであります。

以上が本議案の提案理由でございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 2 番 田 口** この条例に言う観光施設事業とは、どの範囲のものを言うのかというのをお聞きします。それで、それに関連して私が問題じゃないかなと思っているのはですね、他の国民健康保険事業とか、介護保険事業とか、そういった他の何とか事業と言ったものは、こういう範囲のものだというのが概念的に分かるんですけども、観光施設事業と言った場合には、何を持って観光施設事業というのかが分からないし、要するに町の方でですね、この予算をここに上げようと思えばですね上げられる。要するに、予算が措置されることによって、この観光施設事業というものの範囲が変わるのではないかというふうに思うのでですね、この条例自体があまり明確でないのではないかと思いますっていうのが一点です。

それから、同じように条例上の整合性なんですけれども、国民宿舎などは観光施設とは書いていないですよ。宿泊施設とか、そういう言葉を使っていますし、しおさいの湯も大崎温泉施設という言葉を使っておりますので、観光施設という言葉じゃないので、そのしおさいの湯とかくじゃく荘がそこに入るとしても、条例上の整合性がないのじゃないかと思うのですが、そこらへんについて説明をお願いしたいと思います。

**企画財政課長** この特別会計につきましては、観光施設事業という名称で創設

しようとするものでありまして、本町におきましては、町有であります観光施設と捉えておりますものとしまして、大崎半島にそれぞれ施設がありまして、大崎自然公園ならびに国民宿舎しおさいの湯という定義で捉えておるところでございます。これは特別会計の条例の作りとしましては、名称とどういふ事業かということの定義を記載をしておるだけであります、この内容的なものとしましては、施設の区分としましては、先程も申しましたように大崎公園にかかるもの、くじゃく荘、しおさいの湯ということで捉えておるところでございます。

また、宿泊施設とか温浴施設というものは、個別の定義だと思っております、大きく捉えますと観光施設ということで判断をしておるところでございます。もう一つ、広く収益性を上げる事業等にかかるもの、また起債の償還等があるものという定義の中での捉え方をしております、国民宿舎としおさいの湯、大崎公園内にありますキャンプ場、海水浴場というかたちで施設を捉えて特別会計の創設となったものでございます。以上でございます。

**1 5 番 山 口** 今、施設というのがですね、しおさいの湯、それからくじゃく荘ですね、それから大崎公園、キャンプ場、海水浴場と言われたんですが、大崎多目的交流広場、テニスコート等は、これは含まれないんですか。おそらく指定管理で観光協会に出しているはずでございますので、その指定管理の契約からいけばですね、これは大きな改築、修理等が入ってきた場合には町でするんじゃないかと思われるんですけれども、そこは含まれていないと解釈して良いわけですか。

**産業振興課長** この予算の中には、大崎多目的交流広場、テニスコートも入っております。条例上ですね、くじゃく荘の一部ということになっておりますので、そこに含まれると解釈しております。

**5 番 三 岳** 今の説明で、要は大崎半島に点在をしている観光施設と捉え方でいいんですか。

それとですねもう一点、先程町長の説明の中でですね、県の指導、助言、あるいは国ですか、そういったことを説明されたんですが、これについては過去にそういう指導、助言があっておったわけですか。今回、いわゆる唐突な提案じゃないかなと、確かに理由を聞きますとね、国、県等の指導ということで今回上がってきたというふうに思うんですが、その点とですね、もう

一点は新旧対照表で、区分の中で介護保険の次に観光施設事業、特会が入ってきているわけですね。通常であればですよ、今まで5つの特会があって、新たに出てきたときは簡水の後に持ってくるのが普通じゃないかと、途中に入れ込んだ理由が何なのかですね、お答えをいただきたいと思います。

**企画財政課長** ただいまのご質問にお答え致します。この特別会計の創設につきましては、過去は決算統計等のやりとりの中で担当者レベルでは話題にのぼっておりまして、やむを得ないところがあるというような見解もあったわけですが、なぜこの時期になったかと申しますと、財政の健全化に関する法律の施行というのがありまして、平成21年4月1日から地方自治体の財政の健全化に関する法律が施行され、また23年12月には総務副大臣の名前でございますが、観光施設事業の今後の創設については、今後は企業会計等の創設というふうに独立した会計の創設というような動きを国が求めてきているという状況から、やはり独立させ、明確化、透明性を確保すべきだというようなことで、指導、助言がっております。行政情報の公開性を維持するという点からも妥当ではないかという判断に至ったものでございます。また、先程の質問の中での特会の順番につきましては、一般会計の繰出金等におきます順番と整合性を持たせた方が良いのではないかとということで介護保険事業特別会計の次に挿入しようとしたところでございます。

**産業振興課長** 一点目のご質問ですが、大崎半島に点在する川棚町が所有する観光施設ということで把握しております。

**5 番 三 岳** 今、企画財政課長がですね、一般会計繰出金との整合性と、これは繰り出しが大きい順に並べたという解釈ですか。他の下水道にしても、繰り出しはあっていると思うんですよね。繰出金が理由かなと、私はちょっと疑問に思ったんですが。

**企画財政課長** 説明がまずくてどうもすみません。

私の今の説明の意図としましては、一般会計の歳出予算の款項の作りの順番に並べたということでございます。以前もその順番が変わっていた経過がありまして、一部、老人保健特別会計を廃止する折に順番を変えた経過がありまして、やはりその処理をする順番的なものとしまして、この順番がいいだろうという判断のもとでございます。後に付ける話題は特に上っておりません。以上です。

**5 番 三 岳** 先程ちょっと大崎に限定するののかという質問をしたわけですが、将来的にですね、片島とかそういった整備が行われると、いわゆる観光施設的にですよ、取り扱われるというふうになった時には、そういった施設も入ってくるのかなと、例えば起債等で整備をするということもないとは限らないと思うんですね。そうしますとですね、償還というのが当然発生するわけですから、じゃそれは一般会計ですよというふうになるのかですね、いわゆる戦争遺構という話を町長がされましたが、そうなれば一般会計になるのかなと、他にですね虚空蔵周辺も観光施設という捉え方ができるかなと、他にもあるかもしれません。そういったものはですよ、将来的には、この特会にはですね入ってこないんだよと、そういう線引きがしてあるのかどうかですね、もししてなければ先程例に上げた片島等についてはですよ、将来、償還等が発生するんじゃないかなと思いましたので、そういうふうに聞いたわけですが、線引きはされていないのでしょうか。

**産業振興課長** 今回、ここで観光施設ということで上げている分については、大崎の今ある施設がメインとなっています。片島についてはですね、買上げた目的が教育委員会所管のものでありまして、昨日の一般質問でも言われていましたけれども、その後観光ルートとして整備されたところを、観光ルートとしての一つとして進行していくということで考えていますので、今のところそういったかたちで、そこについては観光施設整備事業の中には入っていないということをご理解いただきたいと思います。

**1 3 番 森 田** 先程のですね、趣意の中で町長からは国からの指導、助言ということで、こういう特別会計を設けた方がよいというご指導なのか、たぶんそうだろうと思うんです。明日の新年度予算案にでも載っておるから内容は大体承知しておるつもりですが、この観光事業についてはですね、皆さんご承知のとおり、くじゃく荘経営、しおさいの湯経営、それからずっとですね長年にわたって、いわゆる調定納付金も思うに任せないような入り方なんですね。山口町長も非常に苦勞なさって、いろんな施策をやっていらっしゃる。そういう絡みがあるのか、私も良く考えてですね、単なる特別会計を設けて、一般会計からの問題を遮断してどうのこうのということなのかなという気もするんですね。いろいろ考えてみれば、観光協会の会長は町長が兼務したらまかり成らんとか、まかりとおるとか、あるいは県の指導では問題な

いというようなことも説明があつておつたんですずっと。そういう経緯がありましてですね、特に特別会計を設ける、新設するということが、会計処理がその方が良いよということだけなのか、それとも他に何かですよ、一番大きい問題は調定納付金がうまく納まってないんですよ。今後も10年間以上続くというようなこと背景があるんです。そういうふうな絡みであるのか、そこらへんがよく分かりませんので、説明をいただきたいと思います。

**町** **長** お答えします。今森田議員から質問がありました、そういった意図は全くないわけではありませんが、ほとんど気になさらなくても結構でございます。ただですね、今担当課長等々が説明しましたように、以前から観光事業というのは、基本的には独立採算でなければいけないということが言われております。いわゆる収益によって費用を賄うというのが、これが原則なんです。そこで一般会計と切り離して会計を設けなさいという指導はですね、以前から担当者、県の担当者と町の担当者同士では、そういった議論はしてきているわけです。そういった中で、今回は平成21年9月の、これはいわゆる法律だったかな、そして平成23年12月の大臣談話、こういったことを受けてやっぱり特別会計を設ける時期に来ているんじゃないかということで判断を致しまして、今回、この条例を提案したわけでございます。要は、この中身についていろいろご意見をいただいておりますが、観光施設というのは、そもそも何かということが話題になっておりますけれども、要は、私が考えているのは、観光施設事業として起債を借り入れる対象になるものだというふうに基本的には考えております。それと、特に例えば先程、片島のような話もありましたけれども、要は入場料、収益を目的として観光事業をしている、そういったものを別枠で特別会計で捉えて運営をすべきじゃないだろうか、だから虚空蔵とか、あるいは今おっしゃった片島とか、それはちょっと別の次元ではないかと、このような判断を致しております。私もうまく説明できませんけど、事業の内容については、明日ご説明致します特別事業、特別会計の内容を見ていただければ、大体ご判断いただくんじゃないかと、このように思っております。以上でございます。

**議** **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから議案第11号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第11号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第13、議案第12号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第12号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」提案理由を申し上げます。

この条例については、昨年12月定例会において、防災会議の委員に陸上自衛隊の自衛官を加えるための改正等についてご提案し、可決をいただいたところでありますが、その改正の中で、委員の定数を現在の委員数でご提案していることが判明し、条例委員の定数に余裕がありませんので、今後のことを考慮し、今回その委員定数について改めて改正を行おうとします。詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します。

**総務課長** それでは議案第12号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。

前回の改正の私の説明の中で、現在の委員数が26名で、今後のことを考え1名増の27人としているというご説明を致しておりましたが、その数は誤って説明を致しておりました。正式には、陸上自衛隊の自衛官を入れますと27名でございます。まずもって、そのことについてお詫びを申し上げます。

そこで、現在の委員の数と条例の定数が同じ数となっておりますので、今後新たに委員をお願いしようとするときに、余裕がございませんので、今回2

7名、現在の委員数27名プラス3名ということで30名以内にしようとするものでございます。新旧対照表で説明をさせていただきます。左が改正後で、右が改正前でございます。

3条の6項でございます。改正後、前項の委員の定数は30人以内とするということで、27人から30人ということにしようとするものでございます。

次に、施行日でございますが、改正条文を見て頂きたいと思えます。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するというように致しております。

以上で、補足説明をさせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**14番久保田** 今回の総務課長の説明で、12月の改正の時に自衛隊員の方を増やして27名になっていたということでしたけれども、今後30名になす場合ですね、どこの部署というか、どこの職種の人を肉付けされるつもりか、新たにどこかから委員の中に入れられるのか、選別されるのかお尋ねします。

**総務課長** 前回の12月定例会でもお話をさせていただいたんですが、今どういう事業所を入れるというふうなことを確定しているものではございません。ただあの、県あるいは市、いろんなところを見ますと、やはり医師会だとか、あるいはガス会社だとか、バス会社だとか、いろんな事業所が入っている部分もございます。今後、防災会議をする中において、やっぱりこういった事業所を入れた方が良いというふうなことが提案された場合に、それに対応できなくなってくるということから、一応、余裕を持たせておきたいということでのご提案でございます。よろしくお願い致します。

**3番福田** 前回もお聞きしたんですけども、総枠としての定数を定めるものであると、要するにそれ以前の条例でありました各号における人員の配置替え2人とか1人か、そういったのがあって、その枠にとらわれず、総枠での定数とするというふうな話だったと思うんですけど、今の話だと、新たにどこかお願いをすることができるように余裕を持った定数だというふうに説明があったと思うんですけど、どんなでしょうか、違いますか。

**総務課長** 聞き違いであれば、またお聞きしていただければと思いますけれども、この委員の中にはですね、いわゆる指定町行政機関とか、知事の部内の職員、警察官、それから町長が内部の職員から任命するもの、あるいは教育長、消防団長、それから指定公共機関、指定公共機関の職員の内からとか、関係団体とか、そういった定義がございます。この定義をですね、変えようというものはありません。今、医療センターとか郵便局長とか、いろいろありますけれども、それは指定公共機関及び指定地方公共機関、そういったものに入ってきます。だからこの委員の中の定義についてはそのままにして、その中で必要な事業所があれば、そういった方を入れていくということ考えているものでございます。以上です。

**議 長** 他にございませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** これから議案第12号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第12号「川棚町防災会議条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第14、議案第13号「川棚町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町長** 議案第13号「川棚町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」提案理由をご説明致します。

この条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、その規定に基づくとともに、病原性が高い新型インフルエンザ等に対し、町民の生命や健康の保持を目的とし、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進、調整するため、本条例の制定について、ご提案申し上げます。なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**健康推進課長** それでは議案第13号「川棚町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」説明を致します。

まず、新型インフルエンザ及び全国的且つ急速な蔓延の恐れがある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保持し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定を致しております。町では、特別措置法に基づき、病原性が高い新型インフルエンザ等に対して、町民の生命及び健康の保持を目的として、新型インフルエンザ等対策を含め、総合的に推進、調整するために本条例を制定するものであります。

まず目的の方から順次説明をしていきます。目的でございますが、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、この新型インフルエンザ等対策本部に関して、必要な事項を定めることを目的と致しております。

第2条、組織でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条により、町が実施する川棚町にかかる新型インフルエンザ対策等の総合的な推進に関する事務等を、迅速且つ適切に行うため、対策本部長、本部員等を置くことを定めているものでございます。なお、特別措置法におきまして、町の対策本部の長は、町長をもって充てると致してあります。町対策本部に本部員を置き、次に掲げる者を充てると致してありますが、副町長及び教育長、消防長または指名する消防吏員等となっておりますので、本町とすれば、消防の団長が該当するものと思われれます。

次に、町対策本部には、前項に掲げた本部員の中から町長が指名した副本部長を置き、本部長を補佐するということとなります。町対策本部には、町長の任命により、本部長、副本部長、本部員の他、必要な職員を置くことが

できると致しております。

第3条、会議でございます。本部長は新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うために、必要に応じて新型インフルエンザ対策本部の会議を行うことを定めている部分でございます。

第4条の部でございます。本部長が必要と認める時には、新型インフルエンザ対策本部に部を置いて、新型インフルエンザ対策に関する事務を掌理することを定めている分でございます。

第5条でございますが、委任と致しまして、この条例に定めるものの他、対策本部に関し、必要な事項は本部長が定めると致しております。

最後に附則でございます。この条例は法の施行の日から施行すると致しております。法律は公布の日から1年を超えない範囲において、政令で定める日と致してあります。新型インフルエンザ等対策特別措置法につきましては、平成24年5月11日に公布をされております。よって、この3月定例会に提案するものでございます。

参考であります。長崎県内の21市町においては、県を含めると20になりますが、県は2月定例議会で、この条例等を上程をしておるところでございます。市においては、2月の定例議会、町においては3月の定例議会で提案するというものがほとんどでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 5 番 山 口** この川棚町新型インフルエンザ等対策本部というのは、常設ですか、それともインフルエンザ等、こういうふうな特殊な感染症、その他が流行ったときに、いわゆるその都度設置されるものなのか。そこをお尋ね致します。

**健康推進課長** お答え致します。まず、この対策本部条例でございますが、国が設置を先にするということになります。その後、県で設置をされて、発生するであろう市町が対策本部を設定するということになります。常時、設定ということではなくて、今から先新たに新型であろうと思われるインフルエンザ等が発生した場合に設置をするということになります。以上です。

**1 4 番 久 保 田** 新型インフルエンザというんですから、特別な事情が発生する

時に、これが常設されるんでしょうけども、その中にですね、県の職員、町の職員はよろしいですが、その他の以外の人を会議に出席させた時はっていうことになっておりますが、この以外の人達は、無報酬なんですか。

**健康推進課長** 県の職員、その他の職員というのは、町の職員と考えております。まず、県の職員、他町の職員以外等の者、その他町の職員ということで、長崎県の職員と、その他の町の職員ということですから、本町の職員と。この分については、報酬等の必要があれば、対策をしなければならないと思いますが、今のところは考えていないというところです。

**1 4 番久保田** もしそういうことが発生するかも知れないというのであれば、この条例と一緒に出すべきではないかと私は考えますが。

**健康推進課長** まず、この新型インフルエンザ、いわゆる強毒性の新インフルエンザというところでございますが、必要がある場合には、その折に予算措置をさせていただきたいと考えております。以上です。

**2 番 竹 村** 支出をする根拠がないところへ出せるんですか。今の答弁はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども。

**健康推進課長** 発生した場合には、報償費等でできればと考えておるところでございます。以上です。

**2 番 竹 村** このようなものは、いつ起こるか分からないものですね、それに対して報償費を充てるという場合でも、今度はどの額になるのかというようなことはあらかじめ決めておくべきではないかと思えますけれども、そうでなければ、どういった根拠を持って支出をするのかというのが曖昧になってしまうんじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

**健康推進課長** 当初、予算の中には、この新型インフルエンザに関する報償費等の名目としては入れておりませんが、予防費等にかかる報償費等で万が一発生した場合には対応ができるのではないかと考えております。以上です。

**2 番 竹 村** 額の定めがないものを出せるのかという質問をしているつもりなんですけどね。

**町 長** 私の方からお答え致します。まず、久保田議員が質問がありました件なんですけど、特別職の非常勤のものということで考えれば、おっしゃるようにこの条例とともに、その関係の条例を提出すべきではないかと、こう思います。しかし今担当課長が言いましたように、報償費で考えておる

ということで、今回の、いわゆる特別職の条例の同時提出は必要ないと、こう理解致します。それから今、竹村議員から額の定めがないものを出されないのではないかと、それはごもっともでございます。そこでその、条例で規定してあるのは、町の職員以外の者を会議に出席させるときは、ということで、町の職員以外の者に出席をしていただくことも考えられます。それについては、どういった方をお願いするか、その時々によって対応も異なるわけですが、一般的に考えますと、やはりそういった医療、知識のある方、例えばお医者さんであるとか、であろうと思いますので、そういったどういった方々をお願いするかによって違いますけれども、これについてはもう少し具体的に詰めまして、あるいはその他の町あたりがどういった判断をしているのか、あるいは国、県がどういった指導をするのかを見極めてから、予算措置については次の機会にさせていただきたいと、このように思います。

**1 5 番 山 口** この4条の中のですね、必要と認める時には対策本部に部を置くことができると、この部はどのような部を考えておられるんですか。

**健康推進課長** まず対策本部だけではできない分と考えておりますので、本町には新型インフルエンザ等対策のかかる行動計画というのが、以前策定をされております。その中には、すべての課長等が入っている分ではありますが、最終的にはそれぞれの蔓延の予防であったりする分の、それぞれの部を設置をして、対策をしなければならないのかなとは考えてあります。医療に関する関係については、当然、蔓延の予防ということで、入院等が必要であると考えるので、そうなった場合には、国、県の指導に基づき、部を設置して、その対策に当たるような措置が必要になると、発生したところにかかる分については、予防等にかかることで、消毒等ですね、してまわるといったことが必要になるのではないかと考えております。以上です。

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題としております議案第13号「川棚町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」は、さらに内容的に審査を加える必要があるかと思われまますので、総務厚生委員会に付託し、十分な審査を行っていただきたいと思います。

これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第13号「川棚町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」は、総務厚生委員会に付託し審査することに決定しました。

**議 長** ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、日程第15、議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び日程第16、議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」提案理由をご説明致します。

平成23年8月30日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法の一部が改正されたため、新たに2つの条例を制定するものであります。詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**健康推進課長** それでは、議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明を致します。

まず、この条例の制定の基準でございますが、介護保険等の改正によりまして、厚生労働省令の位置づけが基準から条例制定の基準に改められております。このことにより、厚生労働省令で定める条例を制定する際には、従うべき基準、標準とすべき基準、また参酌すべき基準と、3つの区分がされたところでございます。

まず第14号につきましては、要介護の1から5の認定を受けた方が対象になるものでございます。

第15号の介護予防サービスにつきましては、要支援1、2に認定された方が対象となるというところでございます。

この2つの条例制定につきましては、先程町長が提案理由で申しましたように、平成23年8月に交付されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第二次一括法によって、これまで国が一律に定めておりました、それぞれの介護サービス等の基準等を法令を参酌して市町村が条例で定めることとされております。これによりまして、第二次一括法の経過措置の期限となる平成25年4月1日までに、上位法を基本として条例を制定するものでございます。

他の自治体においても、すでに条例化されているところもございしますが、東彼三町においては、3月の定例会で提案するという事で致しております。条文について説明を致します。

第14号からご説明致します。第1条につきましては、条例を定めることの趣旨を記載を致しております。第2条につきましては、定義として用語の意義をそれぞれ規定しているものでございます。第3条では、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆるミニ特養というところにあります。入所者生活介護の入所定員につきましては、老人福祉法第20条の5に規定する入所定員が29人以下であって、市町村の条例で定めるものとされていることから、条例で定める数を29人以下としているところであります。

第4条でございます。法の規定により、条例で定めるものは、法人とする

としております。

第5条では、指定地域密着型サービスの事業の一般原則を規定を致しております。ここには、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないと致しておるところでございます。

2項については、ここに記載を致しておるところでございます。

次に、第6条でございます。第6条以降につきましては、地域指定密着型サービスに該当するそれぞれの事業について、基本方針を定めているところでございます。なお、本町において、現在ある施設等でございますが、第10条、開けていただきまして、中より下ですね、第10条、認知症対応型共同生活介護、この部分でございます。町内に4箇所ありますグループホームにおける基本方針でございます。それ以外の事業につきましては、本町の施設等もなく、提供はされていない状況であります。

最後のページをお開きいただきたいと思います。第15条において、規則への委任について、規定をしておるところでございます。附則になりますが、この条例は平成25年4月1日から施行すると致しておるところでございます。

議案第15号についてご説明を致します。先に説明を致しましたが、この第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」でございます。要支援1及び2の方が利用できるサービスについて条例で定めるものでございます。

第1条につきましては、条例を定める主旨を掲載し、第2条につきましては、用語の意義をそれぞれ規定をしておるところでございます。

第3条では、地域密着型介護予防サービス事業者においては、法の規定により条例で定めるものは、法人と致しておるところでございます。

第4条では、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則を規定をしておるところでございます。

第5条以降につきましては、地域密着型介護予防サービスに該当する、それぞれの事業について基本的方針を定めているところでございます。なお、本町においては、現在ある施設等につきましては、この部分は第7条、一番最後のページになりますが、介護予防認知症対応型共同生活介護という

ところで、町内4箇所にありますグループホームにおける基本方針を定めておる分でございます。

最後に第8条でございますが、規則への委任について規定をしておるところでございます。附則ですが、この条例は平成25年4月1日から施行すると致しております。

以上で、2件の条例制定について説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 2 番 田 口** 指定地域密着型サービスの方の条例の第4条ですけれど、法第78条の2第4項、その後に第1号の「第」が入っていないので、入れるのが本当ではないか。というのは上の方の第1条の3、第1条の2行目にですね、第4項第1号と書いてあるので、上の方が正しいと思って、この4条は間違いじゃないかと思うのでですね、これが入ったかたちの議案にしてもらうのが良いのではないかという、そういう意味です。

**健康推進課長** ご指摘のとおり、「第」が欠落しておるとおられますので、申し訳ありませんが、挿入方、よろしくお願い致します。

**議 長** 「第」を入れた分が正式ということではよろしいですか。

では、条文の文言の追加になりますので、この場合訂正して「第」を入れるということで、条例文とするということでよろしいでしょうか。そのように修正することに致します。

**1 4 番 久 保 田** 指定夜間対応型訪問介護の基本方針ということで、第7条に書いてありますが、これはうちの町では該当しないでしょうか。

**健康推進課長** 第7条の指定夜間対応型訪問介護というところでございますが、本町では提供している、いわゆる事業所等はございません。このサービスにつきましては、夜間にホームヘルパーが自宅を訪問してということになります。夜間にそれぞれの提供をいただくホームヘルパーが自宅を訪問して、排泄の介助や日常生活の緊急時の対応を行うということで規定されておって、近隣には施設等はないということでございます。

**4 番 堀 田** 14号の表題にですね、地域密着型サービスの人員って書いてあって、15号にもサービス事業の人員と書いてありますけど、14号の第3条のところにはですね、定員が書いてあるんですけど、人員ということで

書いてありますけど、第15号には書いていないんですけど。そのへんは良いんでしょうか。

**健康推進課長** 14号につきましては、要介護1から5に該当される方ごさ  
いまして、ここにはいわゆる地域密着型介護老人福祉施設は要介護1から5  
の方しか入居ができないとされておりますので、第15号につきましては、  
要支援の方が係るサービスとなっておりますので、規定はしていないとい  
うところでございます。以上です。

**12番田口** 第3条の頭のところですけど、法第78条という、ここもやっ  
ぱり抜けているんじゃないかと思えます。地域密着型サービス、先程言った  
のが4条でした。その上の第3条のところですか。法78条の2って書いてあ  
るところが、法第78条の2だと思えます。

**健康推進課長** 第14号の第3条のところ、法78条というのが、「第」  
が抜けているというご指摘でございます。度々申し訳ありませんが、「第」  
を挿入いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**議 長** 訂正ということですので、訂正をして条文にというかたちにし  
たいと思えます。条例文についてはですね、確かに文言が複雑であろうかと  
思いますが、十分に事前に確認をして、訂正がないようなかたちで今後  
は対応されますように申し上げておきます。

**議 長** 他に質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑  
を終わります。

ただいま議題としております議案第14号「川棚町指定地域密着型サービ  
スの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」  
及び議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、さらに内容的  
に審査を加える必要があると思われまますので、総務厚生委員会に付託し、十  
分な審査を行っていただきたいと思えますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第14号「川棚町指定地  
域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の

制定について」及び議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、総務厚生委員会に付託し審査することに決定を致しました。

**議 長** 次に、日程第17、議案第16号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第16号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を致します。

障害者自立支援法の一部改正により、法律の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められ、平成24年6月27日公布、平成25年4月1日から施行されますので、関連します川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、今回提案するものでございます。補足説明を住民福祉課長にさせますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願い致します。

**住民福祉課長** それでは議案第16号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を致します。新旧対照表で説明を致しますので、改正条例の次のページをお開き願います。

第3条、支給対象者を定める条文でございますが、本文4行目、「障害者の自立支援法の規定に基づく支給決定を受けた者」とありますが、この度の法改正によりまして、障害者自立支援法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されましたので、記載のとおり改めようとするものでございます。

次に、改正条文に戻っていただき、施行期日でございますが、平成25年4月1日から施行することと致しております。なお、この法律改正によりまして、関連致します障害者福祉サービス等を提供するための各主要綱等につきましても、平成25年4月1日施行することで改正作業を進めることと致しております。

以上、補足説明を致しましたが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認めます。これから議案第16号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって議案第16号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議**            **長** 次に、日程第18、議案第17号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町**            **長** 議案第17号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

地域主権改革一括法により、道路法の改正がなされ、これまで国で定めていた道路の構造にかかる技術的基準を、「地方公共団体が管理する道路は、条例において定める」とされたところでもあります。この改正により、道路法第30条では、道路の構造の基準が示されており、第2項では、「構造の技術的基準は政令で定める」とされ、第3項では、「道路の管理者は政令で定める技術的基準を参酌して、地方公共団体の条例で定める」とされたところでもあります。今後は、川棚町の町道について、新設や改築、改良工事等を行う場合は、この条例に基づく基準で道路計画を行うこととなりますので、今

回、川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例を制定しようとするものがあります。詳細につきましては、建設課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**建設課長** それでは議案第17号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」説明をさせていただきたいと思います。

本条例の制定については、今町長の方から提案理由があったとおりでありまして、地域自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これ地域主権改革一括法という名称を使わせていただきますが、それが公布をされました。そういうことで地域の自主性を尊重をすることから、地方自治体が条例で、この技術的基準を定めなさいということで、道路法の第30条3項です、そういうふうに謳われております。それに基づきまして、今回、制定をお願いするわけですが、この中の条文の中の数値的なものにつきましては、先程、町長の方からもちょっと申しましたけれども、道路法の第30条の2項で定められておりまして、この道路構造例を参酌してですね、条例を制定するというようなことになっております。ちなみにこの条例案につきましては、県の会議あるいはそれを受けまして東彼三町も含めて検討をしまして、今回、提案をするものでございます。ただこの中で一つ、ずっと条文を言いますが、波佐見町だけが鉄道の交差がございませんので、この分が除外をしておりますが、あと内容は東彼三町と同じになっております。それでは条文の説明に入りたいと思います。

第1条では、趣旨ということで、道路の構造基準を定めております。定義については、この条例の用語の意義でございますが、それは道路法と道路構造例ということで定めております。道路の区分でございますが、これは道路構造例第3条に定めてありますので、それを謳っております。条文をずっと説明していかないといけないんですが、長くなりますので、少し割愛をさせていただきます。

それぞれ道路には、車線あるいは勾配、横断勾配、縦断勾配、それとか車線の二車線あるいは歩道、付帯的な設備もございます。そういうものをそれぞれ項目毎に謳っておりますので、後でお目通しをいただきたいと思います。基本的には、道路の種別によって構造は決まります。それが、5条の2のところから出てきます。

まず三種道路という表現です。これは一般的には市町村道、県道、一般特定国道と言いますか、三桁国道ですね、これを言います。四種道路というのは、都市計画で造る場合の道路になります。川棚町が計画をする場合には、三種四級あるいは三種五級というところの区分ですかね、これで整備を進めていきます。ただ、この三種五級というのはですね、一般的にはあまり使いません。これは小型車がメインになります。というのは、2 t 車以下の道路になりますので、これは道路構造例でもあまり適用的には例外規定みたいな状態にされております。そういうことから、ここに載せているのは、だいたい三種四級が主になります。ずっと見ていただければ、その後、車線等についても幅員が決められております。すいません。その前に、その区分もですね、一日の交通量によって大体区分が決まっておりますので、一般的には三種四級の山地部または平地部ということで設計をすすめていきます。

4 項には、車線の幅があります。これは道路の幅員のことなんですが、2.75 ~ 3 m を標準としていきますけれども、今町村の道路では、2.75 を道路構造例では謳われております。

車線の分離ということで、車線数に応じて中央分離帯を設ける場合とか、いろいろなものが謳われております。7 条のところの上に副道というのがあります。これについては登坂車線とか、あるいはここに書いておりますように屈折車線とか、あと変速車線とか、こういうものを除いたものが4車線以上の場合、必要に応じて設けて良いという規定をしております。

8 条では、路肩の幅を入れております。それ以外に次のページに停車帯、あるいは自転車道、次のページに12条の上には歩道の幅とか、そういうものが規定をされております。

15条では、設計速度として、次のページにいただければ分かるかと思いますが、一般的には先程言いました三種四級については、設定速度は50、40または30ということでしてありますが、右側の方には20という数字もございます。これは設計速度としてどうしても設けられない場合には、ここまでは認めるというようなものでございます。

曲線半径ですね、平面的な曲線半径ということになります。あと、曲線部の片勾配とか、視距、要するにある程度安全速度を持った視距を設計するというようなものですね。それとあと道路の縦断勾配ですね、22条に載せて

おります。

24条には、縦断曲線ということで、道路の凹凸によるそれぞれの曲線を載せております。舗装についても25条で謳っております。道路の横断勾配についても、次のページの26条に載せております。

28条では、排水施設を設けるといようなことで、ここに掲げております。

29条が平面交差、あるいは立体交差等がございますが、今現在、立体的な交差は町の道路としてはありませんが、将来どういうふうになるか分かりませんので、一応、これに上げております。

31条では平面交差、鉄道との平面交差を上げております。対象を設ける場合もございますので、32条では対象を入れております。安全施設、ガードレール、カーブミラー関係等もこれに入ってきます。それとか視線誘導表ですね、こういったものも入ってきます。

35条に、今現在は町道として乗合自動車の運行はしておりませんが、将来的にはどういうふうな活用の仕方が出てくるか分かりませんので、一応、乗合自動車の停留所等の関係も載せております。

38条では、トンネルを謳っておりますが、トンネルも川棚町にはございませんが、今後考えられないこともございませぬので、一応、この条文も載せております。

41条では、小区間を改築する場合の特例として載せております。

43条では、歩行者の専用道路といようなことで、歩道を合わせて専用道路というように使う場合のことで、43条には載せております。

44条では、基本的には道路標識を設置をするわけですが、その寸法については、標識省令というのがございまして、それが現在、今作成する場合には、それを元に作成をしているんですが、これは一般的に企業さんが作成をされております。そういう基準でですね、これを川棚町としては使っておりますので、この規定もこれに盛り込んでおります。

45条では、委任ということで、必要な場合には、町長が別に定めるということ載せております。

附則ですが、この条例は25年4月1日から施行するということ謳っております。

先程もちよつと触れましたけれども、あくまでも地域の自主性と言いますか、そういうものが今回の条例改正の主旨でございます。それともう一つは、補助事業で対応する場合には、上位法が先に行きますので、補助規定関係がいきますので、全てこれを活用しないといけないかと言えば、時には上位法の決まりによって歩道の幅とか、いろんな車道の幅とか、そういうものが変わっていくこともありますので、その分はこの場で申し上げておきたいと思っております。

以上が提案としての説明です。以上で、説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

**5 番 三 岳** 上位法の一括法の絡みでということでございます。

一つですね、私が初めて目にした文言というのが、第35条ですか、「乗合自動車の停留所等に設ける交通島」というんですかこれは、どんなものかちよつと参考のために教えていただきたいと思っております。

**建 設 課 長** これにつきましてはですね、車線が四車線以上程度あって、その中にですねバス停があるものがあります。ちよつと言えば電車と道路の間に電車の島っていいですか、ありますね、これがバス専用のものが都会の方ではあります。これを一般的に言いますが、ただうちの方ではあまり見かけないと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題としております議案第17号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」は、さらに内容的審査を加える必要があるかと思われまますので、産業建設文教委員会に付託し、十分な審査を行っていただきたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第17号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」は、産業建設文教委員会に付託し審査することに決定しました。

**議 長** 次に、日程第19、議案第18号「川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第18号「川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、これは通称バリアフリー法というわけですが、平成18年12月20日より施行されており、この法律では公共公益施設の特定施設が、バリアフリー化の対象となっております。また平成23年8月に公布された地域主権改革一括法により、バリアフリー法も改正され、この改正内容では、法第10条において、「道路管理者は道路の新設または改築を行うときは、移動等の円滑化のために必要な道路の構造は省令で定める基準に適合させなければならない」とされたところであります。この改正により、町道の新設または改築を行う場合は、バリアフリー法に基づき整備を行う必要が生じたので、川棚町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、建設課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**建設課長** それでは議案第18号「川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について」説明を申し上げます。提案理由については、先程の、町長からの話のとおりでございますが、高齢者、障害者等の移動等の促進に関する法律、先程、バリアフリー法というようなことの表現でございましたが、その法では対象施設が定められております。この施設を利用される高齢者や障害者等の利用上の利便性や安全性の向上を目的として、施設利用者の移動等の円滑が図られるように施設整備が定められました。今までは努力義務が課せられておりましたけ

れども、今回は義務というようなことで、適合義務が課せられましたので、そのようなことで条例の制定を行うものでございます。

道路法にいう道路は、町道、国道、県道、市町村道というのがございますが、それぞれの地方自治体が管理をする道路については、地方自治体が自ら基準を定めるというようなことになっております。そういうことから今回、バリアフリー法の改正によりまして、バリアフリー化の整備促進を図るためには、条例で定めて、それを推進していくということになります。ただしこの条例がすぐ今の施設、現有施設の改修あるいは改築をしなければならないかというようなことになると、すぐに対応はできない状況でございます。そういうことから、法では道路の施設の改良、改築、新設が先なんです、新設、改良、改築等を行う場合に、この条例が適用されることになります。ただそう言いながらも、不具合が激しいものは、この条例に合わせて進めていくことがあるかと思いますが、基本的には新設、改良等が適用の主となります。

この条例の内容についてでございますが、バリアフリー法の省令がございまして、その省令の中に基準が定められております。それを参酌して各自治体の条例として定めなさいということがございましたので、県内会議が開催をされております。その中で先例地も含めて県の案も示されてございまして、それを受けて東彼三町で協議を行っております。内容的には、その省令基準を元に検討をしまして、統一した内容で三町、条例を提出すると、3月の定例会に提出するという確認をいたしました。そういうことから今回、提案をするわけでございます。条文の内容について、説明をしていきたいと思っております。

まず1条では趣旨を謳っております。2条では、定義ということで、用語の定義を謳っております。3条では、道路には歩道を設けるということで謳っております。4条では、有効幅員を謳っております。これはそれぞれの幅を謳っております。5条では、舗装の仕上げ等を謳っております。6条では、勾配ですね、これは縦断勾配等を謳っております。横断勾配も含めますが、そういうものを謳っております。7条では、歩道と車道の分離を謳っております。8条では、高さの標準的なものを謳っております。9条では、横断歩道に接続する歩道等の部分ですね。段差ですね、これを謳っております。1

0条では乗り入れ部ですね。

第3章として、立体横断施設ということで、障害者の利用をする場合の横断施設をですね、立体の横断施設を設ける場合のことが、3項によって謳われております。立体横断施設の場合には、エレベーターとか、そういうものが必要になる場合の基準がここで謳われております。13条では、傾斜路を謳っております。14条では、エスカレーターの設置に関するものです。15条では、通路の幅とか勾配とかそういうものも、手すり等の設置とか、そういうものも謳っております。16条では、階段を設置する場合のものがありますが、幅等が謳われております。車椅子とかそういうものだけじゃなくて、つたって歩ける方のことも考えての階段のものでございます。それと、乗合自動車の停留所ですね、バス停の歩道の高さを、車道との高さをここに謳っております。

5章では、自動車駐車場が謳ってありますが、これについては各施設にそれぞれありますが、特には3項の2号にあります、今障害者の駐車スペースは、幅を3.5m確保するというようなものが載っております。いろんな施設の出入り口の技術基準について21条に定められております。27条には、便所の関係、これあの道路敷地内に設ける場合がございますので、その場合のことを謳っております。

6章、第30条では、いろんな施設あるいは交差点、そういうところの方向とか、それを利用される方の案内標識を設置するようなことになっております。それと31条では、視覚障害者等の誘導ブロックの設置ですね。33条では、照明施設等の基準が載っております。

以上が、今回制定をする主な内容でございますが、高齢者、障害者を含めた全部に対応できるのが一番良いんでしょうが、場合によっては道路の構造によっては、どうしてもそこができないものもあります。そうした場合には、先程言った階段とか、エレベーターとかエスカレーターとか、ちょっと一般的にはうちでは考えにくい状況でございますが、そういうものも見据えたこの条文の制定ということになっております。

附則として、この条例は25年4月1日から施行するというようにしております。経過措置としまして、次の2項から6項までですね上げております。これはあの、当分の間の柔軟規定といいますか、適用をこの2項から6項、

既存の分とかそういうものについて適用をさせていくというようなことの附則でございます。経過措置でございます。

以上が、この条例の説明ということで終わらせていただきますけれども、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

**議 長** これから質疑を行います。

**5 番 三 岳** 今のですね課長の説明で、例えばですね、先程一般会計の補正の中で、臨時交付金がありましたよね。その中にも町道の改良ですか、中小串とか三越が上がっておりました。説明では、新設、改築といいますか、そういうものが該当するという捉え方をして、現在、臨港線あたりもですね改修ですか、拡幅といいますか、それに取りかかっておられると思いますが、そういったものも今回の制定された条例の適用になるのかどうかですね、お尋ねしたいと思います。

**建 設 課 長** 25年4月1日をもって施行日としておりますので、それ以前にできているものは厳しいかと思いますが、25年度から施工するものについては、この基準に沿って進めていきたいと思っております。ただ、先程も申しましたように、補助事業の場合には補助規定の方が優先していきますので、若干うちの基準よりもちょっと厳しいって言いますか、拡大というんですか、縮小じゃなくて、広くとったりいろんなことをすることはありますが、基本的にはこれで進めていきます。以上です。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題としております議案第18号「川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について」は、さらに内容的に審査を加える必要があろうかと思われまので、産業建設文教委員会に付託し、十分な審査を行っていただきたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第18号「川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について」は、産業建設文教委員会に付託し審査することに決定を致しました。

**議 長** ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、日程第20、議案第19号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第19号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

地域主権改革一括法により、都市公園法及び施行令の一部改正が行われたところであります。この改正により、都市公園法第3条第1項では、「地方自治体が都市公園を設置する場合、政令で定める都市公園の設置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定め、基準に適合するように行うものとする」とされたところであります。また、法第4条では、公園施設の設置基準として、公園敷地内に対する施設の建築面積の基準規定を条例で定めるとされましたので、基準に適合するよう、川棚町都市公園条例の一部を改正しようとするものであります。詳細につきましては、建設課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**建設課長** 議案第19号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について」、私から内容の説明をさせていただきます。

これまで、川棚町都市公園条例では、公園の配置及び規模に関する技術的基準につきましては、都市公園法同施行令及び省令において定めてありますので、これを元に都市公園の整備を進めてきたところでございます。しかし、地域主権改革一括法の施行によりまして、都市公園法同施行令及び省令が改正をされたところでございます。地方自治体が公園を設置する場合は、「政

令の技術的基準を参酌して地方自治体の条例で定める」ということに改正をされましたので、川棚町都市公園条例の一部を改正しようとするものであります。それでは、条例の新旧対照表をお開きください。

まず、第1章の1条でございます。右側が改正前で、左側が改正後でございます。改正前は、法に基づく命令ということで、今までは法で定められておりましたけれども、今後は次のように改正をしたいと思います。及び都市公園法施行令、これ政令ということになります。先程の法に基づく命令というのを都市公園法施行令というふうに変更しております。

第1条の2、これが今回、都市公園の設置基準を示されたものでございます。これにつきましては、新設でございます。1号から3号までが追加となっております。まず第1号でございます。これあの、各自自治体の管理する都市公園の町民一人あたりの敷地面積の標準を10㎡以上ということで規定をされております。本町の市街地の都市公園の町民一人あたりの敷地面積の標準は5㎡というようなことで基準を定めているものでございます。

2号につきましては、公園の種別がございまして。これの規定を謳ったもので、まず、アというのは街区公園、一般的に種別を街区公園と言います。これの基準が0.25ha以上を標準として定めるということです。イがですね、近隣公園でございます。川棚町の場合は城山公園が該当します。これは標準を2ha以上と。ウが、徒歩圏域内、地区公園と一般的に言います。これは中央公園のことを意味します、川棚町の。これについては、敷地面積は4ha以上を標準として定めると。エがございまして。このエについては、運動公園、総合公園等があるわけですが、それにつきましては、おおむね10ha以上、総合公園がおおむね10ha以上、運動公園というのが15ha以上、相当大規模な公園でないと、このエには該当しないということになります。

次に、第3号でございますが、これは主として災害的なものである場合のことを謳っております。その他、設置目的に応じて機能を十分発揮するように配置をすることの定めがここに載せられております。

次の都市公園の公園施設の設置基準でございます。これは、公園内の建築面積を指定したものでございます。ですから一般的な公園の場合には、この第1条の3の第1項が規定をされます。2項以降についてはですね、公園内

に建設される特殊な施設の建築物がございます。これの例外規定を、この2号から5号には載せております。2項につきましては、休養施設ですね、3項については共用施設、4項については屋根付き広場等で壁がないもの、5項については仮設の公園施設で3ヶ月以内のものとの限定をして、例外規定があります。これについては面積も例外規定ですので、また別に定められておりますが、本町には、この1条の3の第一だけが該当するかと思っております。例外施設ということで上げれば文化財、あるいは歴史的なもの、重要な建築物あるいは共用施設、動植物園等の施設ですね、こういうものが例外施設ということで、本文といいますか、本文を見て、あと政令関係を照合するとそういうことになります。

以上が、今回の条例の改正内容でございますが、条例本文に移っていただきまして、裏面の附則でございます。

この条例は平成25年4月1日から施行するということにしております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 2 番 田 口** この第1条の改正部分なんですけど、法に基づく命令という部分を都市公園法施行令に変わっているということは、改正前の法に基づく命令というのは、施行令及び国土交通省令か何かがあったのかなと思われるんですけど、その国土交通省令がなくなったために、この都市公園法施行令というだけで良くなったのだろうかというふうなことを思うんですが、しかもそのなくなった国土交通省令の部分が、この設置基準に新しく入ってきている部分じゃなかろうかというふうに推測するんですけど、そうでしょうか。

**建 設 課 長** お答えします。都市公園法及び都市公園法施行令、これにつきましては、この後に省令がございます。省令についてはですね、この本文の中では割愛がされております。というのが、今言われた国土交通省令、あるいは昔の建設省の省令ですね、こういうものについては、今回この都市公園法施行令の中に包括をされているということから、今回、この分は上げておりません。以上です。

**3 番 福 田** 1条の3、設置基準ですね、公園施設の設置基準のところ、1条の3のところ、「100分の2とする」とあります。他のところで、

それ以降の 2、3、4、5、のところでは、「敷地面積の」というふうについているんですけど、この最初の部分だけは付いていないんですけど、入れた方が分かりやすいんじゃないかと思うんですけど、どんなでしょうか。

**建設課長** 今条例の中で、この 1 条の 3 というところで、川棚町の条例では上げておりますが、私が今持っている資料の中、県から示された資料を見ますと、この敷地に対する割合は特に表現をされておられません、ただ公園に対する面積の 100 分の 2 というところで、建築制限といいますか、その表現がされておりますので、今回、町の方の条例としては 100 分の 2 で一応提案をしております。本文の方でも敷地面積に対しての内容ではありますが、それを表現をされておられませんので、これも町としては表現をしておられません。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから議案第 19 号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第 21、議案第 20 号「川棚町都市公園にかかる移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町長** 議案第20号「川棚町都市公園にかかる移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が、平成18年12月20日より施行されており、この法律では公共公益施設の特定施設が、バリアフリー化の対象となっております。また、平成23年8月に公布された地域主権改革一括法により、バリアフリー法も改正されております。この改正内容では、法第13条で地方公共団体が新設、増設または改築する都市公園について設置する特定公園施設は、省令で定める基準に適合させなければならないとされたところであります。この改正により、今後川棚町の都市公園の新設、増設または改築を行う場合は、バリアフリー法に基づき整備を行うため、川棚町都市公園にかかる移動の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、建設課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**建設課長** 議案第20号「川棚町都市公園にかかる移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。条例の制定につきましては、ただいま町長の方から提案理由がございましたので、私の方からは、このバリアフリー法の改正についてでございますが、これも公共施設、これは建設課で管理しているのが道路と公園でございますが、これの施設の移動円滑化ということで、法によって基準、各自治体の基準を定めなさいということで、法として定められたものでございます。そういうことから、この公園についても道路と同様で努力義務、今までは努力義務でございましたけれども、今回の改正によりまして、要するに義務として、適合義務として課せられたところでございます。法第13条、バリアフリー法で地方公共団体が新設、増設または改築する都市公園については、バリアフリー化の整備適用するということで、バリアフリー化の整備促進を図ることとなります。そういうことから、この条例を制定をして、今後整備を進めていくということになります。道路でも申しましたように、この条例によって、直ちに施設の改築とか改修が義務づけられるもの

ではございません。ただ、都市公園を今後整備したり、改修したり、改築をしたりすることによるときには、この条例が義務づけられるということになります。適用されるということになります。そういうことから、条文の内容については、バリアフリー法の省令基準でございますが、これを参酌して提案しているものでございます。これにつきましても県内会議、あるいは東彼三町統一した内容で提出することを確認をしているところでございます。それでは、条文の方の説明に入りたいと思います。

まず1条に趣旨を載せております。この特定公園施設というのは、公園内の各施設のことを指します。定義として、用語の定義については、バリアフリー法の第2条に定めているということ、ここに謳っております。第3条では、園路、広場ということで、出入り口あるいは通路等ですね、基準をここで定めております。もう少し説明を加えたいと思います。

第1号では、アからオまで出入り口の形態について、幅等ですね、あるいは車止めを設ける場合の間隔とか、そういうものが細かい規定がなされております。

2号では、通路の基準等を謳っております。これについてもアからカまで、利用をされる方の不自由がないような技術基準となっております。

3号では、階段になっております。階段には、要するに安全的に移動が円滑にできるような措置の技術基準でございます。

4号につきましては、階段を設ける場合の傾斜路を併設をしなければならないということで、例外的な地形の形状によっては、エレベーターとかエスカレーターとか、こういうものの構造を持って、これに変えることができるということで謳っております。

5号には、傾斜路の基準を謳っております。6号では、転落する、要するに高齢者、障害者等が転落する恐れがある場所についての規定を謳っております。

7号では、次条から11条までの特定公園施設の移動円滑化に関する施行令で、主要な公園施設を接続していることということで、移動がそれぞれしやすいような状況に作っていきなさいということの内容でございます。

4条で、屋根付き広場、5条では、休憩所、管理事務所あるいは6条では、野外劇場、野外音楽堂等ですね。8条ではトイレ、便所です。便所の基準が

なされております。9条では、便所に設けられる基準ですね、これは幅とか、あと車椅子の関係とか、そういうものが謳ってあります。これは10条までは、だいたいトイレ関係が主になっております。11条が、水飲み場、手洗い場等になっております。これが4条から11条までの、要するに施設の動線といいますか、そういうものを整備する場合のそれぞれの施設の技術基準が定められております。12条では、表示板、標識を設けなさいというようなことの基準でございます。14条では、災害等が発生した場合の一時使用、特定公園の一時使用規定をここに載せているものでございます。14条では、この規定によらないことができるというようなことになっております。

委任として、15条に、この条例の施行について必要な事項は町長が定めるということを謳っております。

附則としまして、この条例は25年4月1日から施行するというので、この条例の制定を提案するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** これから質疑を行います。

**3 番 福 田** 18号議案と似たような趣旨でされる条例制定だと思うんですけど、細かいことで悪いんですけど、18条の方では1mを超えるものは1m、1.5mとあってあるんですけど、これは350cmとかあるんですけど、これは統一された方がいいんじゃないかと思うんですけど。

**建 設 課 長** お答えしたいと思います。これにつきましては、それぞれのバリアフリー法施行令の中で、公園あるいは道路というものが示されております。条例の基準といいますか、バリアフリー法の基準がそれぞれの項目で定められております。そういうことから、この数値自体は上位法の中に盛り込まれておりますので、それを参酌したということになります。ここの段階で変えるというようなことは考えておりません。

**3 番 福 田** 私が言っているのは、同じ数値があってもメートル表記とセンチメートル表記があるから、メートル表記にしたらどうですかという意味です。例えて言いますと、身障者用の駐車施設は幅が350cm以上とすることとあります。もう一方の方では3.5mとあります。だから同じ書き方にした方がいいんじゃないかということです。

**建設課長** 先程もちよつと申しましたけれども、基本は同じではあるんですが、表現の違いだろうと思ってます。ただ、上位法をそのまま参酌をさせていただきますましたので、それでこの数値基準として定められておりますから、うちの方の条例としては、道路と公園がそれぞれ違うかもしれませんが、これでいきたいと思っております。

**議長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題としております議案第20号「川棚町都市公園にかかる移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」は、さらに内容的に審査を加える必要があるかと思われまますので、産業建設文教委員会に付託し、十分な審査を行っていただきたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議長** 異議なしと認めます。したがって議案第20号「川棚町都市公園にかかる移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」は、産業建設文教委員会に付託し審査することに決定しました。

**議長** 次に、日程第22、議案第21号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町長** 議案第21号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

地域主権改革一括法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、公営住宅法の一部改正が行われ、併せて政令、省令も改正されたところであります。このことにより、公営住宅法第5条の規定により、公営住宅を新たに建設する場合の公営住宅整備基準及び公営住宅法第23条の規定により、入居者の資格の収入基準について、地方公共団体が条例で定めるようになされたので、川棚町営住宅管理条例の一部を改正しようとするものであります。詳細につきましては、建設課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきます

よう、よろしくお願ひ致します。

**建設課長** それでは議案第21号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正については、ただいま町長から提案理由がございましたが、これまで町営住宅の整備基準、あるいは入居者の資格の収入基準については、公営住宅法において国で定められておりました。これを元に今日まで、町営住宅の建設や施設の設置を行ってきたところでございますが、また、その中には入居者の資格についても公営住宅法同施行令に基づき対応してきたところでございます。しかし、地域主権改革一括法の施行によりまして、公営住宅法あるいは公営住宅法施行令及び国土交通省令の一部が改正をされております。この基準、入居者の資格の2項目については、25年4月1日までに地方公共団体が条例で定めるとされましたので、川棚町営住宅管理条例に盛り込むために条例の改正が必要となったものでございます。それでは新旧対照表でご説明をしますので、3枚目をお開きいただきたいと思います。右が改正前、左が改正後であります。

一番上の目次の下に1章がございまして、ここに追加条文が出ますので、元は1条から3条ということになっておりましたが、左のように1条から3条の2までが1章という項目になります。

第1章の総則でございまして、先程言いました3条の2が追加ということで、整備基準でございまして、この整備基準につきましては、先程も申しましたように国が今まで一括的に基準を定めておりましたけれども、この整備基準を各自治体が条例で制定をするということになりましたので、この3条の2の4項までを追加するものでございまして、新設するものでございまして。

次のページにいただいていただきまして、第5条の5項でございまして、ここは若干関連法令が変わった関係がございまして、5号の左側の都市計画法の関係ですね。これが変わった関係で、右側の方の3項が4項に、4項が5項に変わったということになります。それと6条の入居者の資格でございまして、ここには福島復興再生特別法というのが今回新たに挿入をされたということになっております。

2号の方でございまして、6条の2号の右の条文で、これが今まで国が定めておったわけですが、これを地方自治体がこれを参酌をして基準を条例で

定めなさいというようなことになったものでございます。

まず、アでございます。アは裁量階層です。要するに、60歳以上あるいは障害者等がこれになります。それとイも裁量階層の方で、災害とかそういうものを受けられた方ということになります。ウが一般的な募集をする場合の収入基準の限度、あるいは同居をされる時の基準ということになります。これがアとイは21万4千円ということで、収入の基準が設定をされております。ただ、イについてはですね、災害を受けられても3年を経過したあとは15万8千円、一般階層の基準に戻るということでございます。ウは、一般階層の方で15万8千円が限度だということになります。

3号から4号については、字句と申しますか、「明らかなものであるもの」というのを除いて、今回条例を改正をするものでございます。

13条では、同居の承認ということで、2項では承認できない条項で、2項本文をですね、今までは本文の方にあったんですが、これを1号にしまして、2号では住宅に同居を希望されるときに、入居者全体の収入基準、先程申しました収入基準がオーバーするような場合には同居できないことを謳った条項でございます。

以上が改正内容でございます。条文の方に移っていただきたいと思っております。裏面の施行日でございますが、附則として、この条例は平成25年4月1日から施行すると、経過措置として2項に上げておりましたが、平成17年に公営住宅法が改正をされております。その時の改正前の単身入居者については、その時は50歳以上ということで、この単身入居者の要件が定められておりました。今、この分については、60歳以上ということに今現在はなっております。そういうことから、当時の18年が50歳という指定をされておりましたので、段階的にずっと入居者の年齢を調整と申しますか、経過措置の分を、現在そういうことで、56歳の方が、まだその時の条例でいくと対象になっておられるわけですね。最終的には、この60歳に到達するのが28年になります。そこまでは、この分が昭和31年以前に生まれた方については、住宅に応募しても良いということになります。そういう経過的なものがございまして、これを経過措置として謳っているものでございます。

以上、説明を終わらせていただきますけれども、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

**議**            **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認めます。これから議案第 2 1 号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって議案第 2 1 号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**議**            **長** 次に、日程第 2 3、議案第 2 2 号「町道路線の廃止について（ナメキ線外一路線）」及び日程第 2 4、議案第 2 3 号「町道路線の認定について（ナメキ線外一路線）」を、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題と致します。

議案第 2 2 号「町道路線の廃止について（ナメキ線外一路線）」、議案第 2 3 号「町道路線の認定について（ナメキ線外一路線）」の提案理由の説明を求めます。

**町**            **長** 議案第 2 2 号「町道路線の廃止について（ナメキ線外一路線）」及び議案第 2 3 号「町道路線の認定について（ナメキ線外一路線）」については関連がありますので、一括して提案理由のご説明を致します。

議案第 2 2 号、町道路線の廃止につきましては、町道 2 路線の道路拡幅工事に伴いまして、接続する起点の位置が変更となります。この 2 路線の現認定では、路線の起点地番と、延長、幅員を記載しての工事となっております

が、その工事内容の変更が生じることから、道路法第10条第3項の規定により、現在の町道2路線を一旦廃止し、次の議案第23号で、道路法第8条第2項の規定により、2路線を議案書のとおり現行法の認定手続きに合わせ認定しようとするものであります。詳細につきましては、建設課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**建設課長** それでは私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

町道路線の認定、廃止議案の記載内容でございますが、この2路線についても今町長の方から申しましたように、路線の起点、終点、延長、幅員等を記載した認定となっております。そういうことで、今回の廃止、認定を行おうとする路線は、町道ナメキ線と町道平島12号線でございます。この2路線は、起点部分の町道を拡幅したことによりまして、起点位置が変更となります。それによって路線延長がそれぞれ減少をしたため、変更しようとするものでございます。参考資料をお渡しをしております。その図面と議案書を見ていただければと思っております。議案書の図面ですね。それを同時に見ていただければと思っております。

まず、図面A4を横にさせていただいて、図面上がナメキ線でございます。図面下が平島12号線でございます。次のページにいきますと、ナメキ線が、この縦に置いていただきたいと思います。ナメキ線が表示をしてあります。上の方が同じ箇所ですが、改良前と改良後になります。上の方が改良前です。上部は山道橋でございます。岩立地区ですね。町道岩立線を改良したことによりまして、ナメキ線が町道岩立線から城山岩立線までつながっております。起点が岩立線で、終点が城山岩立線になります。その分が次、参考資料の図面の2の下の方ですが、これが拡幅したことによりまして、町道ナメキ線の起点が、この三角の黄色の分ですが、この分が減長になっております。そういうことから今回、認定変更をしようと考えているものでございます。このナメキ線についてはですね、延長が3mこれによって減っております。

次に、参考資料の3を見ていただきたいと思います。議案書の3枚目の図面になろうかと思っております。これと併せて見ていただきたいと思います。

廃止議案書の黄色を見ていただければと思っておりますが、これについては2路線から162、町道平島12号線はなっております。議案書を縦に見ていた

できれば、その内容で説明しますが、下の方から黄色のところまで到達しているのが、162の1ということで、これ路線番号の表示です。これが平島12号線でございます、その上の右から左にいつている黄色ですね、これが162の2ということで、この2本で町道平島12号線は構成をしております。そういうことから、参考資料の3を見ていただきたいと思いますが、これの町道平島12号線の上の図面ですね、これが元の認定の路線の起点でございます。下が今度、工事後の起点になります。これにつきましては、町道平島15号線、これは起点となっているわけですが、接続するところから起点となっているわけですが、この平島15号線の拡幅を行いました。水路があったわけですが、これに蓋をして、平島15号線が拡幅するということで広げた分でございます。それによりまして、平島12号線の起点が1m減になっております。

場所が分かりにくいかも知れません。廃止議案書を縦に見ていただきたいと思いますが、今言った路線につきましてはですね、162の2というのが、真ん中のちょっと右側の方にあるかと思いますが、ここの分を拡大したのが、参考資料の3になります。そしたらですね、すいません。参考資料を横にしてください。そいの方が分かりやすいです、すいません。参考資料3を横にしてみてください。参考資料の左側の方が改良前です。右側の赤を着色しているところが改良後でございます。この右側の図面の縦道ですね、これが平島15号線ということになります。これを拡幅改良をしたことによって、この赤の横に少し黄色で表示をしております。路線の赤ですね、参考資料の3の図面ですが、この起点のところ約1m減っているということです。それによって町道の認定変更が生じるものでございます。そういうことから、この1m減った分を変更をするわけですが、川棚町の町道認定は57年に行っておりまして、その時の認定の工事事項につきましては、廃止議案を見ていただきたいんですが、表分です。これには、路線番号はあれですが、路線名、起点、終点、延長、幅員、重要な経過地ということで、議案認定をいただいております。この議案につきましては、一応、延長が減る関係がございまして、本来は認定の変更をするわけですが、次の23号の議案を見ていただきたいと思います。

今現在の認定路線の項目内容、工事内容につきましては、路線名、起点、

終点、重要な経過地をもって足りるということで、なっております。そういうことから、今回この延長、幅員を外して、合わせて地番も外しまして認定の変更をしようというようなことでございます。

22号で、この2路線の廃止をして、23号で路線名、起点、終点の名称で認定を受けたいということで、今回提案をしているものでございます。これにつきましては、県の担当課とも確認をしまして、先程言いましたように、現在の指導では認定については、今の23号で提案しているような内容で、十分道路法の規定には対応できているという話でしたので、一応、こういう提案をしております。

それと、廃止については、道路法の10条の規定によって廃止をします。それと23号の町道路線の認定につきましては、道路法8条の町道認定変更に伴う規定によって提案をするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** これから質疑を行います。

**5 番 三 岳** 一点、お尋ねをしたいんですが、現在、町の方で道路台帳等があると思うんですよね。路線番号が入っていて、今回ですね、番地等が入らないということになれば、台帳そのものは、いろんな台帳になってしまうんじゃないかなと、例えば、地番を入れない台帳に今後訂正をされるのかどうかお尋ねしたいと思います。

**建 設 課 長** 今の件についてお答えをしますが、全体で305路線、川棚町の町道として認定をしております。そのうちに、今まで約15路線は変更をしております。ただ、はっきり私も今数字は持っておりませんが、20年からそれぞれ工事をしたことによって変更をしてきております。あと残るものについては、事務を進めておりまして、少なくとも、遅くとも年度内には一括提案をしたいと思っております。それと今後、この地番を外した場合の問題なんですが、これは個人さんが分筆をしたり地番設定をされて変更になった度にしないといけない要件もございますので、そうしたときには町の方で把握ができないような状況になります。そういうことから今回、大字と字で表現をしていく、そしてその代わり重要な経過地というのが必要な場合にはそれを盛り込んで、路線の認定をしていくということで、ただそれ以外の延

長とかそういうものは告示行為の中で対応をしていきたいと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他にございませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第22号「町道路線の廃止について（ナメキ線外一路線）」討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第22号「町道路線の廃止について（ナメキ線外一路線）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第22号「町道路線の廃止について（ナメキ線外一路線）」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第23号「町道路線の認定について（ナメキ線外一路線）」に討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第23号「町道路線の認定について（ナメキ線外一路線）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第23号「町道路線の認定について（ナメキ線外一路線）」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第25、議案第24号「長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第24号「長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について」提案の理由をご説明致します。

今回の規約の変更につきましては、長崎縣市町村総合事務組合を組織する松浦地区火葬場組合が地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成25年3月31日をもって解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じ、規約の変更が必要となったため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わりますが、補足説明を総務課長から致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**総務課長** それでは議案第24号について、補足説明をさせていただきます。

松浦地区の火葬場組合が解散することに伴いまして、関係する規約の別表から松浦地区火葬場組合を削除するものでございます。新旧対照表で説明をさせていただきます。4枚目をお開き願いたいと思います。左側が改正案で、右側が現行でございます。

削除致しますので、現行の右側の方で説明をさせていただきます。別表第1、第2条関係、下線を引いてありますけれども、ここから松浦地区火葬場組合を削除するものです。それから別表第2、第3条第1号に関する事務、これからも松浦地区火葬場組合を削除するものです。次をお開き願いたいと思いますけれども、第3条第9号に関する事務、これから松浦地区火葬場組合を削除します。それから第3条第13号に関する事務、これからも松浦地区火葬場組合を削除するものでございます。改正規約の2枚目裏側を見ていただきたいと思います。

附則でございます。この規約は平成25年4月1日から施行するというこ

とと致しております。

以上で、補足説明をさせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。これから議案第24号「長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第24号「長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について」は、原案のとおり可決されました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれで散会と致します。ご起立願います。お疲れ様でした。